



ALL STARs

事業賠償・費用総合保険

AIG 損保

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。



e約款

デジタル保険証券

この商品の約款はe約款です。
右記コードから、お客さまのスマートフォンやパソコン等でご覧ください。

ご契約の際に、デジタル保険証券か紙保険証券かをご選択いただけます*。
デジタル保険証券では、ウェブ上で証券を管理することが可能となります。
※ご契約内容により、ご選択いただけない場合もございます。



AIG 損害保険株式会社

TEL：03-6848-8500（大代表）

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

3A2-637(B-260047)26-07 50K(AC)

事業賠償・費用総合保険

2026.7版

2026年11月1日以降保険始期契約用

～日々リスクが変化する新しい時代に～

ALL STARS は、貴社のビジネスの成長に合わせた補償の設計が可能です。

業務の遂行・施設の管理、生産物・完成作業による対人・対物事故、財物の損壊を伴わない使用不能による損害を補償します。業種ごとのニーズに対応した特約をご用意しています。

※国内賠償のみのご契約も可能です。



建設工事における物損害補償、情報漏洩やサイバー攻撃に対応するための補償など、ビジネスの様々なリスクを補償する特約をご用意しています。

※国内賠償とセットでご契約いただけます。

海外における業務の遂行・施設の管理または輸出した生産物等に起因する対人・対物事故による損害を補償します。特約をセットすることにより、アメリカ合衆国を含む地域を補償します。

※海外賠償のみのご契約も可能です。



食品、化粧品、医薬部外品等の製造・販売業や飲食業における異物混入や偶然な汚染によるリコール等によって被る損害を補償します。

※生産物品質補償のみのご契約も可能です。

CONTENTS

はじめに	01	生産物品質補償	31
国内賠償	05	オプション特約（生産物品質補償）	33
オプション特約（国内賠償）	11	ご契約の方法	35
オプション特約（国内賠償 工事用物損害補償）	21	ご契約の条件等	36
オプション特約（国内賠償 サイバーリスクの補償）	25	用語のご説明	45
海外賠償	27		
オプション特約（海外賠償）	30		

5つの特長

- 1

貴社のご要望に合わせた補償プランを1つの保険証券でご契約いただけます

国内賠償、海外賠償、生産物品質補償を1つの保険証券でご契約いただけます。さらにご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、貴社のご要望に合わせたプラン選択が可能です。
- 2

建設業、製造・販売業を始めとした業種別のニーズに対応した補償をご提供します

建設業のための工事用物損害補償や災害時応援協定等に関する補償、製造・販売業のためのリコール補償、その他にも国外流出生産物危険補償、特許等知的財産権補償などそれぞれの業種のニーズに対応した幅広い補償をご提供します。
- 3

サイバーリスクの補償にも対応できます【国内賠償】

サイバー攻撃は複雑化・巧妙化しているため、刻一刻と迫る危機に対し迅速な対応が求められます。そこで情報漏洩による賠償責任に加え、サイバー攻撃の調査費用などについても補償をご用意しています。
- 4

国内リスクだけではなく、海外リスクの補償にも対応できます

通信販売（EC・電子商取引）の普及により、海外で製品事故が起きるリスクが増大しています。海外輸出品によって起きた製品事故から、海外視察など現地での業務遂行中に起きた事故まで幅広く補償します。AIGが誇るグローバルネットワークで、新たに海外進出をされる企業の皆さまにも安心をご提供します。
- 5

解決援助サービスで、紛争の解決までお客さまをサポートします【国内賠償】

万が一の事故が発生し、お客さまからご希望があり、被害者にご了解いただける場合に、できる限りスムーズに紛争が解決できるよう、お客さまをサポートさせていただきます。（事案の内容と性質に鑑みて、サービスをご提供できない場合もあります。）

貴社のニーズに合わせて、補償をお選びいただけます。

1 | 国内賠償

基本補償

☒ **P5**
業務遂行・施設リスク

☒ **P7**
生産物・完成作業
リスク

☒ **P8**
人格権・宣伝侵害
リスク

オプション特約

☒ **P11**
借家人賠償責任補償

☒ **P11**
使用者賠償責任補償

☒ **P12**
重複保険不適用

☒ **P12**
個人被保険者用

☒ **P12**
シリンダー交換費用
補償

☒ **P12**
不誠実行為危険補償

☒ **P13**
対物超過費用補償
増額

☒ **P13**
電子情報損壊補償

☒ **P13**
ブランドイメージ
回復費用補償

☒ **P14**
被害事故対応費用
補償

☒ **P14**
専門家相談費用等
補償

☒ **P15**
特許等知的財産権
補償

☒ **P16**
製造業E&O
(業務過誤)

☒ **P17**
リコール補償拡張

☒ **P17**
生産物・仕事の目的物
損壊補償

☒ **P18**
国外流出生産物
危険補償

☒ **P18**
食中毒・特定感染症
損害補償

☒ **P19**
災害時応援協定等(B)

☒ **P19**
アスベスト飛散事故
補償

☒ **P20**
地盤崩壊危険補償

☒ **P20**
工事遅延損害補償
拡張

2 | 国内賠償 工事用物損害補償

オプション特約

☒ **P21**
工事用物損害補償

☒ **P22**
復旧費等に関する
変更

☒ **P23**
工事用仮設備・
機械器具補償

☒ **P23**
メンテナンス
期間中補償

☒ **P23**
建売住宅等の
保険責任終期

☒ **P24**
事業用動産損害補償

3 | 国内賠償 サイバーリスクの補償

オプション特約

☒ **P25**
個人情報漏洩補償

☒ **P26**
サイバー攻撃対応
費用補償

☒ **P26**
セキュリティ賠償責任
補償

☒ **P26**
企業情報漏洩
賠償責任補償

4 | 海外賠償

基本補償

オプション特約

☒ **P28**
業務遂行・施設リスク

☒ **P29**
生産物・完成作業
リスク

☒ **P30**
米国・カナダ追加補償

☒ **P30**
米国・カナダ追加補償
(拡大型)

☒ **P30**
作業対象物損壊補償

5 | 生産物品質補償

基本補償

オプション特約

☒ **P32**
基本補償

☒ **P33**
予防的措置としての
行政指示による回収補償

☒ **P33**
根拠のない報道による
回収事故補償

☒ **P34**
かび・腐敗等一部補償

☒ **P34**
輸出生産物補償

業務の遂行・施設の管理による対人・対物事故、 財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償

<業務遂行・施設リスク>

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社の仕事の遂行に起因する偶然な事故
- ② 貴社の所有・使用・管理する施設に起因する偶然な事故



ビル建設工事中、鉄材を落下させ、道路を歩いていた歩行者を死亡させてしまった。



販売した製品の納入・設置時に、客先の事務所の窓ガラスを破損してしまった。



店舗で爆発事故が発生し、隣接店舗の建物などを損壊させなかったものの、営業を妨げて休業損失を発生させてしまった。



取引先（販売先）の倉庫でフォークリフトを借りて商品を搬入中、駐車してあった取引先の自動車にぶつけてしまった。
※自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。

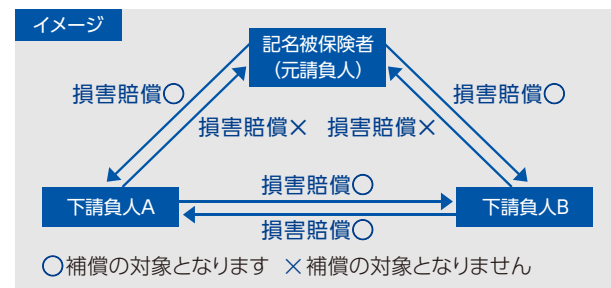
■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
- 緊急対応費用、被害者への見舞費用、被害者治療等費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用、原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用 など

◆被保険者相互間の賠償責任を補償します。

例えば、建設業においては、業務遂行・施設リスクの対物事故について、被保険者となっている「発注者と元請負人、下請負人の間」あるいは「下請負人相互間」の対物事故を補償します。

- 補償の対象とならない主な場合は次のとおりです。
 - ・ 貴社が所有・借用・保管する財物の損壊
 - ・ 貴社の仕事の目的物（建設中の建物等）の損壊 など



◆事業用作業車（構内専用車や建設用工作車など）に起因する損害も補償します。

次に掲げる間に発生した保険事故による損害について補償します。

- ① 工事場内、作業現場内、派遣・請負先事業所内または被保険者の事業所内にある間
- ② 次に掲げる間。ただし、公道においては、事業用作業車にナンバープレートの表示がある場合に限りします。
 - 自動車を継続的に停止させた状態で仕事を遂行している間
 - 仕事に付随する積み込みまたは荷卸しを行っている間
 - 除雪作業を行っている間

※自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。

次の特約をセットすることにより、事業用作業車のうち構内専用車についての補償を対象外にすることができます。

構内専用車危険補償対象外特約

◆除雪作業による損害も補償します。

公道、私道およびその他施設での降雪に伴う除雪作業に起因する保険事故について補償します。
ただし、ダンプカー等の運搬用自動車については、排除された雪の運搬等のために公道を走行している間^(注)を除きます。

(注) 停車または駐車している間を含みます。



◆対物超過復旧費用をお支払いします。

他人の財物の損壊について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。
ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りします。

支払限度額	被害者1名 [※] につき30万円（1世帯につき30万円）、1事故につき300万円 [※] 被害者が法人である場合は、1法人とします。
-------	--

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

対物超過費用補償増額特約

支払限度額を増額し、被害者1名につき50万円（1世帯につき50万円）、1事故につき500万円とします。

◆詳細は13ページ参照



◆派遣先対物損害費用をお支払いします。

派遣先業務の遂行により、派遣先が所有、使用または管理する財物の損壊が発生した場合において、派遣先対物損害費用（損壊した財物を修理または交換するために支出した通常要する費用）を補償します。

支払限度額	1事故につき50万円
-------	------------



保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）

【業種共通】

- 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性
- 環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出ししくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。
- 専門職業業務の遂行
- 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任 など

【警備業務およびビルメンテナンス業務固有】上記【業種共通】のほか、次の場合

- 警備契約書に基づかない警備業務またはビルメンテナンス契約書に基づかないビルメンテナンス業務の遂行 など

【労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等固有】上記【業種共通】のほか、次の場合

- 派遣先または請負先が次の身体の障害または財物の損壊について負担する賠償責任
 - ア. 派遣先または請負先の役員および従業員が被った身体の障害
 - イ. 派遣先または請負先の役員および従業員が所有する財物の損壊 など

【介護・福祉サービス業務固有】上記【業種共通】のほか、次の場合

- 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為 など

【理美容エステ業務固有】上記【業種共通】のほか、次の場合

- 所定の資格を有しない者が行う理美容エステ業務に起因する賠償責任
- 理美容エステ業務として行った仕事の結果に起因する賠償責任 など



保険金をお支払いできない主な場合（業務遂行・施設リスク）

保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）のほか、次の場合

- 航空機・自動車^{※1}または施設外における船舶・車両・動物の所有、使用または管理
- ちり・ほこりまたは騒音
- 貴社の業務に従事中の者が被った身体の障害について負担する賠償責任
- 土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れに起因する土地の工作物・収容物・植物・土地の損壊
- 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任^{※2}
 - 貴社が借用または保管^{※3}する財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類^{※4}または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能 など

※1 事業用作業車を除きます。（詳細は5ページ参照） ※2 一部、自動セットされる補償で補償されます。

※3 現実または実質的に占有する状態を含みます。 ※4 被保険者が他の被保険者に対して賠償責任を負担する場合を除きます。

国内賠償

製造・販売した製品または仕事の結果による対人・対物事故、財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償

＜生産物・完成作業リスク＞

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

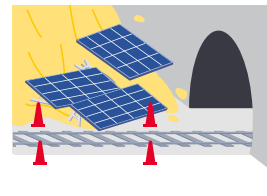
- ① 貴社が製造または販売した製品・商品（生産物）に起因する偶然な事故
- ② 貴社が行った仕事の結果に起因する偶然な事故



製造・販売した製品の欠陥により、使用していた消費者がケガをしてしまった。



排水管の接続ミスにより、工事引渡し後に漏水が発生し、階下のゲームセンターに損害を与えてしまった。



太陽光パネル設置工事のパネル設置不良により、引渡し後に線路沿いの太陽光パネルが崩れ落ち、電車が一時運行見合わせとなった。

※介護・福祉サービス業務にかかわる生産物・完成作業リスクについては、対人・対物事故のみ補償します。（財物の損壊を伴わない使用不能は補償対象外です。）

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
- 緊急対応費用、被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用、原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用

◆対物超過復旧費用をお支払いします。

他人の財物の損壊について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。

ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りです。

※支払限度額等はP6をご参照ください。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合（生産物・完成作業リスク）

保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）のほか、次の場合

- 回収措置を講じるために要した費用
- 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- 生産物または仕事の結果の瑕疵に起因するその生産物または仕事の結果自体の損壊について負担する賠償責任
- 生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥により、生産物または仕事の結果が貴社の意図した効能または性能を発揮できなかったことに起因する賠償責任
- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能

など

【製造・販売業務固有】上記のほか、次の場合

- 販売人が生産物に組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えたことに起因する賠償責任
- 販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
- 生産物の販売、取扱いまたは供給において、販売人が通常行う検査、調整その他の業務を実施したこと、またはしなかったことに起因する賠償責任

など

業務に伴う人格権・宣伝侵害行為によるリスクの補償

＜人格権・宣伝侵害リスク＞

次のような人格権・宣伝侵害行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 不当な身体の拘束による他人の自由または名誉の侵害
- ② 口頭、文書等によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷
- ③ 広告宣伝による他人の著作権等の侵害



子供が隠れていることに気づかず、倉庫を施錠してしまい、翌日に閉じ込められた子供を発見した。



パンフレットで使用したイラストが著作権を侵害したとして訴えられた。



来店客を万引き犯と誤認して、公衆の面前で拘束してしまった。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
- 緊急対応費用、被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
- 協力費用などその他の事故対応に要する費用

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合（人格権・宣伝侵害リスク）

保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）のほか、次の場合

- 採用、雇用または解雇に関して行われた人格権・宣伝侵害行為
- 最初の人格権・宣伝侵害行為が保険期間開始前に行われ、その後においても継続または反復して行われた人格権・宣伝侵害行為
- 広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者により、その業務の遂行として行われた人格権・宣伝侵害行為
- 保険期間終了または解除もしくは解約後、1年以上経過した後に発見された人格権・宣伝侵害行為

など

国内賠償

自動セットされる補償

工事遅延損害補償

業務遂行・施設

工事場で行われる建設工事に起因して発生した対人・対物事故を直接の原因として、約定履行日の翌日から起算して6日以上の工事遅延が生じた場合に、被保険者が工事請負契約に定めるその建設工事の履行遅滞に関する規定に基づき負担する損害を補償します。

※対象となる建設工事は、貴社が単独で元請負人となり、工事遅延原因事故の日から30日以内に約定履行日が到来する建設工事で、工事遅延原因事故の発生が工事遅延の直接の原因となったものに限ります。

支払限度額	1事故につき、次の算式によって算出した額。ただし、保険期間を通じて500万円を限度とします。 $\frac{(\text{工事請負代金額}-\text{出来形部分に相応する請負代金額}) \times 6\%}{365\text{日}} \times \text{工事遅延原因事故による遅延日数} = \text{算式による責任限度額}$
自己負担額	なし

保険金をお支払いできない主な場合

- 工事請負代金額、約定履行日、履行遅滞に関する規定等が定められた工事請負契約書のない建設工事
- 履行不能または不完全履行となった建設工事

など

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

工事遅延損害補償拡張特約

火災、破裂、爆発による建設工事の目的物の損壊や労災事故の発生などが対象事故に追加されます。

◆詳細は20ページ参照

警備対象物・ビルメンテナンス対象物損害補償

業務遂行・施設

貴社の警備業務またはビルメンテナンス業務の遂行に伴う警備対象物またはビルメンテナンス対象物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取または財物の損壊を伴わない使用不能による賠償責任を補償します。

支払限度額	業務遂行・施設リスクの支払限度額 ※現金・貴重品の損壊、紛失または盗取・詐取による損害については、1事故・保険期間中につき1,000万円
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

保険金をお支払いできない主な場合

- 警備対象物またはビルメンテナンス対象物である扉等の鍵の紛失または盗取・詐取に伴う錠前※の交換
- 派遣先、請負先または貸主に引き渡された後に発見された損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取

派遣・請負先管理財物損害補償

業務遂行・施設

貴社の労働者派遣事業、派遣先業務または請負業務等の遂行に伴う派遣・請負先管理財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取または財物の損壊を伴わない使用不能による賠償責任を補償します。

支払限度額	1事故・保険期間中につき500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

保険金をお支払いできない主な場合

- 自然発火、自然爆発、自然の消耗または劣化、蒸れ、かび、腐敗、ねずみ食い・虫食い等による損壊
- 派遣先、請負先または貸主に引き渡された後に発見された損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取

など

作業対象物損壊補償

業務遂行・施設

貴社の業務遂行中、工事場内または作業現場内における仕事の対象物のうち、直接作業が加えられていた部分(他人が所有するものに限りません。)に生じた損壊による賠償責任を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合

- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等

など

支払限度額	作業対象物損壊補償の支払限度額
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

作業対象物損壊補償対象外特約



販売したエアコンの取付けのために壁にパイプ穴を開けていたところ、バランスを崩して大きな穴を開けてしまった。

受託物損害補償

業務遂行・施設

貴社が借用または保管(占有)する受託物の損壊、紛失または盗取・詐取による賠償責任を補償します。

支払限度額	1事故・保険期間中:100万円、500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※現金・貴重品:被害者1名(※1)につき5万円、1事故につき15万円、保険期間中につき上記で選択する金額が1,000万円のいずれか低い金額(※2) (※1)被害者が法人である場合は、1法人とします。 (※2)旅館業務における帳場保管の現金・貴重品は、被害者1名(※1)につき15万円、1事故・保険期間中につき上記で選択する金額が1,000万円のいずれか低い金額
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した受託物の盗取・詐取
- 受託物が貸主または寄託者に引き渡された日から30日を経過した後(事業用作業車および一時受託自動車は引き渡された後)に発見された受託物の損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取
- リース契約により借用する財物(建設受託物および警備・ビルメンテナンス受託物を除きます。)の損壊、紛失または盗取・詐取
- 特定の請負契約に基づく建設工事等に使用するために借用する場合を除き、1年を超えて借用する建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取
- 有償で運送または保管することのみを目的として受託する財物の損壊、紛失または盗取・詐取
- 一時受託自動車の車内にある財物の損壊、紛失または盗取・詐取

など

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

受託物損害補償対象外特約

日本国外での保険事故一部補償

業務遂行・施設

生産物・完成作業

①貴社が日本国外で一時的に行う商談等の営業業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償します。

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円	自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額
-------	------------------	-------	------------------

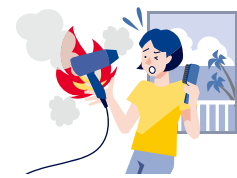
②日本国内に住所を有する者が貴社の製品・商品(生産物)を自己使用の目的をもって一時的に日本国外に持ち出している間に生じた対人・対物事故による賠償責任を補償します。

支払限度額	生産物・完成作業リスクの支払限度額	自己負担額	生産物・完成作業リスクの自己負担額
-------	-------------------	-------	-------------------

次の特別約款をセットすることにより、補償を拡大することができます。

海外賠償(海外事業総合賠償責任保険特別約款)

◆詳細は27ページ参照



製造・販売したドライヤーを購入した消費者が海外旅行に持参。使用中に発火して、やけどを負ってしまった。

リコール限定費用補償

生産物・完成作業

貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)による対人・対物事故(生産物自体の損壊を含みません。)が日本国内で発生した場合に、貴社製品・商品のリコールにかかる次の損害を補償します。

- ①貴社が回収等を行ったことによるリコール限定費用※
- ②第三者の回収実施者が行った回収等により生じるリコール限定費用※に対する賠償責任

※次の①から②までの回収等を行うために必要かつ有益と弊社が認めた費用をいいます。
①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用※1
③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用
④被保険者と消費者または納品先との間で生産物※2の回収および代替品の送付に要する費用
⑤回収した生産物※2の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫等の施設※3の賃借費用
⑥回収した生産物※2の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。
⑦回収等の実施により生じる人件費※4、出張費および宿泊費※5
※1 文書の作成費用および封筒代を含みます。
※2 生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。
※3 用語のご説明「施設」の規定を適用しません。
※4 超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。
※5 旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

支払限度額	1事故・保険期間中500万円	自己負担額	1事故5万円
-------	----------------	-------	--------

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失による法令違反または各種義務違反
- 生産物の自然の消耗または蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、汗ぬれその他これらに類似の事由
- 被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物の不適正な使用または不適切な維持・管理

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

リコール補償対象外特約

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

リコール補償拡張特約

対人・対物事故の発生のおそれがある場合も支払対象となり、費用の種類も拡大、支払限度額も選択できます。

◆詳細は17ページ参照

オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

借家人賠償責任補償特約

日本国内で発生した貴社の借戸室※の損壊による次の損害について、保険金をお支払いします。

※貴社が借用する店舗、事務所等の建物または戸室をいい、工場、倉庫、住宅、貴社の親会社または子会社から借用する建物または戸室を除きます。

※保険期間中に借戸室を新たに借用した場合は、自動的に補償対象となります。

①次の事故※¹により発生した貴社の借戸室の損壊について、貸主に対して負担する賠償責任を補償します。

- 火災
- 破裂または爆発
- 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ※²。

※¹ 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する場合に限ります。

※² 風災、ひょう災、雪災もしくは水災による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき1,000万円から1億円まで、1,000万円単位で選択
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の心神喪失または指図
- 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任

など

②偶然な事故により借戸室に損壊が生じた場合で、貴社がその借戸室の貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にそれを修理した場合に、その修理費用※をお支払いします。
ただし、上記①によって保険金のお支払いがある場合には、こちらの修理費用に対しては、保険金をお支払いすることはできません。

※借戸室を実際に修理した費用のうち、次のいずれにも該当しない部分の修理費用とします。

ア. 壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部

イ. 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室入居者の共同の利用に供されるもの

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中300万円
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。

など

業務遂行・施設

使用者賠償責任補償特約

貴社の従業員や下請負人の従業員の業務中の労災事故について負担する賠償責任を補償します。

※政府労災の給付が決定された場合に補償します。

※政府労災、自賠責保険、災害補償規定や法定外補償保険等により支払うべき金額がある場合は、その上乗せ補償となります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1名・1事故・保険期間中につき5,000万円、1億円、3億円から選択
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、事業場責任者の故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 風土病や職業性疾病による身体の障害

など

■ 事故例



工場で作業中、従業員が機械から落下した部品の下敷きになり死亡。遺族から損害賠償を請求された。

業務遂行・施設

重複保険不適用特約

仕事の遂行または仕事の遂行のために所有・使用・管理する施設により発生した対人・対物事故について、損害賠償請求の額が1事故につき1,000万円以下のときは、貴社が下請契約により仕事を行う場合の元請負人等が別途手配する保険契約との保険金の分担は行わず、この保険から優先して保険金を支払います。

※ただし、自賠責保険・自動車保険等を除きます。

業務遂行・施設

シリンダー交換費用補償特約

建設工事、警備業務、ビルメンテナンス業務、派遣先業務または請負業務等の遂行に伴い、被保険者が発注者または請負先から借用する、または発注者もしくは請負先からの依頼により保管する、発注者もしくは請負先が所有、使用または管理する不動産の扉等の鍵※の紛失または盗取・詐取によるシリンダー交換費用に対する賠償責任を補償します。

※リモコンキー等を含みます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

業務遂行・施設

個人被保険者用特約

貴社が行う社会貢献活動※のボランティアまたは貴社の仕事を無報酬で手伝うボランティアを被保険者に含め、社会貢献活動中または仕事の手伝い中に発生させた対人・対物事故等により被保険者が賠償責任を負担することによる損害を補償します。

※一般市民とともにまたは一般市民を対象として行う環境保全、清掃美化、啓発、災害復旧の活動または地域の催事への参加等をいいます。

■ 事故例

貴社が行う森林保護活動において、参加者が誤って木を倒し、別の参加者にケガをさせてしまった。



業務遂行・施設

不誠実行為危険補償特約

貴社の従業員が日本国内で行った不誠実行為※¹により、他人が被った財産上の直接かつ積極的損害※²について負担する賠償責任を補償します※³。

※¹ 仕事に関して行われた従業員による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為の犯罪行為をいいます。

※² その時点で保有している現金・商品などが減少することをいい、保有していれば得られたであろう利益などは含みません。

※³ この特約は、貴社が労働者派遣事業者または請負先の業務の一部を代行する請負業務事業者の場合にセットできます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
自己負担額	1事故10万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の了解、同意または指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為
- 特許権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用
- 仕事の履行遅滞または履行不能による賠償責任

など

■ 事故例

派遣スタッフが派遣先の売上金の一部を着服してしまった。



オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

生産物・完成作業

対物超過費用補償増額特約

他人の財物の損壊について修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りです。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	被害者1名※につき50万円(1世帯につき50万円)、1事故につき500万円 ※被害者が法人である場合は、1法人とします。
自己負担額	なし

■ 事故例

建設業者が建物建築中に、誤って隣のビルの壁を損壊。時価額を上回る修理費を請求された。



業務遂行・施設

生産物・完成作業

電子情報損壊補償特約

業務遂行・施設リスクまたは生産物・完成作業リスクに起因して他人の電子情報※¹を破壊・消滅させた場合に、その電子情報の再作成費用※²に対する賠償責任を補償※³します。

- ※1 ホストコンピュータ、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータその他これらに類する情報機器の記憶媒体に記録されるプログラム、ソフトウェアおよびデータをいいます。
- ※2 破壊された、または消滅した電子情報を修復するため、または同種同等のものを再作成もしくは再取得するために現実に支出した費用をいいます。
- ※3 生産物・完成作業リスクに起因する場合は、その生産物または仕事の結果自体に損壊が発生した場合に限りです。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被害者が事故の発生を証明できない電子情報の損壊など

■ 事故例

内装工事中に誤って電気回線を切断してしまい、コンピュータのデータが壊れてしまった。



業務遂行・施設

生産物・完成作業

ブランドイメージ回復費用補償特約

対人・対物事故※が発生したことにより、貴社のブランドイメージが毀損(きそん)することを防止するために、または毀損(きそん)したブランドイメージを回復させるために、貴社が直接負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。

※使用者賠償責任補償特約がセットされている場合は、その特約で補償される方の身体の障害を含みます。

- ①謝罪広告掲載費用
- ②再発防止対策費用
- ③マスメディア対応費用
- ④広告宣伝活動費用
- ⑤インターネット投稿対応費用※
- ⑥コンサルティング費用

※保険事故に関して事実と異なることが他人によってウェブサイトまたはソーシャル・ネットワーキング・サービス上に掲載または投稿がなされた場合において、その掲載または投稿に対して行う調査、削除要請またはその他の適切な措置のために要した費用をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
自己負担額	なし

■ 事故例

販売した商品に欠陥があり、多数の消費者がケガをしてしまった。信頼回復のために、謝罪会見などのマスメディア対応を行い、新聞に謝罪広告を掲載した。



業務遂行・施設

被害事故対応費用補償特約

日本国内で発生した貴社の対人被害事故または対物被害事故により、貴社が負担する次の費用を補償します。

- ①弁護士等関連費用
- ②法律相談費用
- ③インターネット投稿対応に要する費用
- ④信頼回復広告費用

◆対人被害事故とは

貴社、貴社の役員または従業員が業務上の事由により被った身体の障害をいいます。

■ 事故例

数量限定の商品を買おうと並んでいたが売り切れで買えなかったことに腹を立てた来客に、従業員が怪我をさせられた。提訴のために弁護士に相談する費用を支出した。



◆対物被害事故とは

貴社が所有、使用または管理する業務用の財物(不動産を除きます)に生じた損壊または盗取・詐取をいいます。

■ 事故例

飲食店の来客に設備を汚損させられただけでなく、その様子をインターネットで拡散された。加害者特定やインターネット投稿の削除対応について専門家に相談する費用を支出した。



■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき300万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者^(注)または被保険者^(注)の指図による暴行または殴打による損害
- 被保険者^(注)が航空機、自動車または車両を運転中に発生した事故
- 被保険者^(注)が賠償義務者である場合
- 保険契約者、被保険者またはその役員が発信または提供した記名被保険者の情報の拡散による業務妨害等によって発生した損害。なお、役員にはその退職者を含みます。

(注)その役員および従業員を含みます。

など

業務遂行・施設

生産物・完成作業

専門家相談費用等補償特約

業務遂行・施設リスクまたは生産物・完成作業リスクに起因して、対人・対物事故が発生した場合に、貴社が負担する次の費用を補償します※。

- ①専門家相談費用
- ②弁護士等関連費用

※これらの保険金を支払った後に、その保険事故が国内事業総合賠償責任保険特別約款、使用者賠償責任補償特約およびこれらに付帯された他の特約において補償の対象となることが判明した場合は、支払われたその保険金については、特別約款、使用者賠償責任補償特約およびこれらに付帯された他の特約において支払われるべき保険金に充当します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故につき100万円、保険期間中につき500万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者^(注)の重過失による法令違反または犯罪行為
- (注)被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。

■ 事故例

貴社が販売した商品でケガをしたと、消費者から連絡があった。商品に欠陥があったとは認められないため、対応策について弁護士に相談した。



オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セッティングすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設 生産物・完成作業

特許等知的財産権補償特約

貴社が日本国内において知的財産権侵害^{※1}に関する損害賠償請求手続^{※2}を受けたことにより負担する賠償責任等^{※3}を補償します。

- ※1 次に掲げる他人の知的財産権^{※4}に対する侵害ならびに不正競争防止法に規定する周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為および形態模倣商品頒布行為をいいます。
ア. 特許権
イ. 実用新案権
ウ. 商標権
エ. 著作権(著作者人格権および著作権隣接権を含みます。)
オ. 意匠権
カ. 種苗法に基づく育成者権
キ. 回路配置利用権
- ※2 保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求手続が最初になされた場合に限り、
知的財産権侵害に起因する損害賠償金を求める、または差止めを求める、裁判所または認証ADR機関における民事上または行政上の手続をいいます。ただし、税関による輸入差止めを除きます。
- ※3 裁判外の和解(いわゆる示談)によるものは補償の対象となりません。
- ※4 日本の法令に基づく知的財産権をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	保険期間中3,000万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 他人の身体の障害または財物の損壊
- 保険契約者または被保険者の故意または犯罪行為
- 保険期間開始前になされていた損害賠償請求手続
- 日本国外の法令に基づく知的財産権の侵害を請求の理由とする損害賠償請求手続
- 日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求手続または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求手続
- 貴社が労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為
- 情報の漏洩、紛失、消失または提供
- 被保険者による使用許諾契約違反
- ソフトウェアの組織内違法コピー・複製
- 回収等に伴う費用
- 差止めその他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用
- 罰金、科料、過料および課徴金

など

■ 事故例

A社が製造・販売した商品が、B社商品の特許権を侵害しているとして、B社から本来得られるはずであった利益についての損害賠償請求訴訟を提起された。



店舗の看板が全国チェーンA社の看板の商標権を侵害しているとして、A社から本来得られるはずであった利益についての損害賠償請求訴訟を提起された。



製造業E&O(業務過誤) 特約

次の事由に起因して他人に生じた逸失利益または事業の中断による損害につき、被保険者が負担する賠償責任を補償します^{※1}。

- ① 生産物の欠陥^{※2}
② 生産物の仕様等で意図された効能または性能を発揮できなかったこと
③ 納期遅延^{※3}

- ※1 ①②については生産物・完成作業リスクを補償対象としている場合、③については業務遂行・施設リスクを補償対象としている場合に補償対象となります。
- ※2 通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。
- ※3 納期遅延とは、次のいずれかの事由に起因する納品予定生産物の納期の遅延または納品不能をいいます。
ア. 日本国内に所在する施設において発生した、火災または破裂もしくは爆発
イ. 以外、以外の不測かつ突発的な事由により、貴社が日本国内で所有・使用する、納品予定生産物を製造または加工する設備・装置に生じた損壊または物理的な機能停止
ウ. 日本国内に所在する記名被保険者の常設の事業所における労働災害による事故の発生(疾病または疾病に起因する後遺障害もしくは死亡を除きます。)。ただし、労災保険法等^{※4}によって給付が決定された場合に限るものとします。
- ※4 労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択 ※上記③納期遅延による損害に対しては、1事故・保険期間中1,000万円を限度とします。
自己負担額	1事故につき支払限度額の1%(10万円、20万円、30万円)

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 生産物または納品予定生産物の自然の消耗または蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、汗ぬれその他これらに類似の事由またははねずみ食い、虫食い等
- 納品予定生産物を製造または加工する設備・装置の損壊を伴わない消耗、摩耗、もしくは老朽化による機能低下または機能停止
- 被保険者の親会社、子会社または関連会社に与えた損害
- 被保険者の占有を離れる前の生産物の上記①または②による事故
- 納品予定生産物について定められている納期から24時間以内の遅延

など

■ 事故例

- 貴社が製造した部品を精密機械メーカーに納品したところ、そのメーカーの検査において、部品に品質不良があり、使用すると発火のおそれがあることが発覚した。部品交換のため出荷できなかったとして、精密機械メーカーから逸失利益を請求された。



- 貴社が新製品である冷凍食品用の具材を製造中、電気配線からの漏電により工場で火災が発生し、納品予定であった具材が焼失したことにより、納品が大幅に遅延した。新製品の販売機会を逸したとして、冷凍食品メーカーから逸失利益を請求された。



オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

生産物・完成作業

リコール補償拡張特約

貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)に起因する対人・対物事故(生産物自体の損壊を含みません。)が発生した場合、またはそのおそれ※1がある場合に、日本国内の貴社製品・商品のリコールにかかる次の損害を補償します。

①貴社が回収等を行ったことによるリコール費用※2

②第三者の回収実施者が行った回収等により生じるリコール費用に対する賠償責任

※1 次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限ります。

- ①被保険者または第三者の回収実施者による行政庁に対する届出または報告等
- ②被保険者または第三者の回収実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告
- ③回収等の実施についての行政庁の命令

※2 リコール限定費用に加えて次の費用を含みます。

- ①生産物が回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用
- ②回収生産物に対する次のいずれかの費用
 - ア.回収生産物の修理費用
 - イ.代替品の製造原価または仕入原価
 - ウ.回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価
- ③信頼回復広告費用
- ④在庫品廃棄費用
- ⑤コンサルティング費用
- ⑥回収生産物の購入者または使用者を特定するために第三者にデータ作成を依頼するための費用
- ⑦第三者の回収実施者が行った回収等につき被保険者に対してなされた損害賠償請求において紛争が生じた場合の争訟費用

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	1事故につき支払限度額の1%(5万円、10万円、20万円、30万円)

■ 事故例



製造した折りたたみ椅子の溶接部分に不良があり、部品が外れてケガをするおそれがあることが判明したため、リコールを行った。

など

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失による法令違反または各種義務違反
 - 生産物の自然の消耗または蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、汗ぬれその他これらに類似の事由
 - 生産物が被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物の不適正な使用または不適切な維持・管理
 - 対人・対物事故が発生させるおそれを理由として実施する回収等について、生産物または生産物使用製品※1に印字、貼付、添付等された表示の誤り※2によって実施する回収等
- ※1 生産物が成分、原料、材料、資材、装置その他部品等として使用された財物をいいます。
- ※2 表示の内容と内容物の相違を含みます。

生産物・完成作業

生産物・仕事の目的物損壊補償特約

生産物・完成作業リスクに起因して対人・対物事故または財物の損壊を伴わない使用不能が発生した場合において、その生産物・仕事の目的物自体の損壊について負担する賠償責任を補償します。

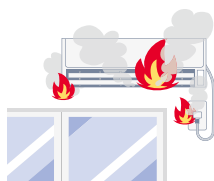
※生産物・完成作業リスクで弊社が損害賠償金に対して保険金を支払った場合に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	なし

■ 事故例

エアコン設置に伴う配線工事の施工ミスにより、引渡し後に火災が発生した。室内の壁面のほか、工事の目的物であるエアコンも損壊してしまった。



◆建設工事の場合の特則

貴社またはその下請負人が施工した工事の目的物に起因する偶然な事故により、他の者*が施工した工事部分に損壊が発生した場合は、対物事故が発生したものとみなします。

※次に掲げる者をいいます。

- ア.貴社が施工した工事の目的物に起因する偶然な事故については、その下請負人
- イ.貴社の下請負人が施工した工事の目的物に起因する偶然な事故については、貴社または貴社の他の下請負人

国外流出生産物危険補償特約

貴社が日本国内における使用・消費を目的として販売・供給した製品・商品(生産物)が、被保険者以外の者によって日本国外に持ち出され、日本国外で対人・対物事故が発生した場合における賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、1億円から選択
自己負担額	生産物・完成作業リスクの自己負担額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者以外の者が日本国外へ販売・供給するために、被保険者とその被保険者以外の者との間で定めた仕様・規格等に基づき製造・販売・供給した生産物
- 保税免税店(Duty Free Shop)を営む場合において、その業務により販売または供給した生産物
- 次に掲げる生産物
 - 医療用機械器具・資材、医薬品
 - 航空機・自動車・鉄道車両・船舶またはこれらに使用される材料・部品等
 - たばこ

■ 事故例

国内で販売した菓子を外国人旅行客が海外へ持ち出し、食中毒事故が発生した。



など

次の特別約款をセットすることにより、補償を拡大することができます。

海外賠償(海外事業総合賠償責任保険特別約款)

被保険者が海外に輸出した生産物、海外における仕事の結果に起因する賠償責任を補償します。

◆詳細は29ページ参照

生産物・完成作業

食中毒・特定感染症損害補償特約

貴社が製造・販売・提供した食品による食中毒、貴社の施設内で食中毒やエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう等の感染症が発生したことにより営業が休止・阻害された場合に生じた喪失利益・収益減少防止費用を補償します。

※所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	ご契約時に設定する金額
自己負担額	ご契約時に設定する金額
補償期間	10日、15日、20日、1か月、2か月、3か月から選択

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意・重大な過失による法令違反
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 脅迫・恐喝等の目的で行われる被保険者の営業に対する妨害行為

など

■ 事故例

店舗で販売した食品が原因で食中毒が発生してしまい、店舗の営業停止を余儀なくされた。



オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

災害時応援協定等に関する特約(B)-個別企業用

次の①から③の工事その他作業または業務に起因する損害である場合に限り、その工事その他作業または業務に関する協定、協約等を締結した記名被保険者の加盟する団体^{※1}を被保険者に追加して補償します。
この特約では、地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災によって生じた損害も対象となります。

- ①災害時応援協定^{※2}に基づく工事その他作業
- ②家畜伝染病予防法に基づく防疫に係る業務
- ③保険証券の特記事項欄または弊社所定の明細書に記載の協定、協約、約定、合意、取決め等に基づく業務

※1 その役員および従業員を含みます。
※2 災害対策基本法に基づき地方公共団体等が記名被保険者または記名被保険者の加盟する団体との間で締結した災害が発生した場合における人的・物的支援についての協力の確保に関する協定をいい、記名被保険者または記名被保険者の加盟する団体との間で災害時応援協定を締結している地方公共団体等が、他の地方公共団体等と相互応援協定を締結している場合には、その相互応援協定によるものを含みます。

■ 事故例

地震により倒壊した家屋のがれきを撤去していた際に、余震の影響で建設機械のアームが大きく揺れ、通行人や停車中の自動車に接触し、損害を与えてしまった。



アスベスト飛散事故補償特約

業務遂行・施設リスクのうち、特定粉じん排出等作業の遂行に起因して、日本国内に所在する工事場内で不測かつ突発的に発生した次の①から③の事故により、石綿(アスベスト)が工事場外へ飛散^{※1}した場合に、被保険者が負担する費用^{※2}を補償します。

- ①工事場内の集じん・排気装置の物理的損壊
- ②工事場の隔離養生のために使用する隔離シートの物理的損壊または外来の事由により生じた隔離機能の不全
- ③特定粉じん排出等作業^{※3}を行う対象の建築物その他の工作物の物理的損壊

※1 飛散した蓋然性が高い場合を含みます。
※2 石綿除去等費用、石綿損害拡大防止費用、石綿損害見舞費用、求償権保全費用をいいます。
※3 大気汚染防止法第2条(定義)第11号に規定する作業をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円 ※石綿損害見舞費用:被害者1名(※)につき10万円、1事故につき300万円 (※)被害者が法人である場合は、1法人とします。
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物) ※石綿損害見舞費用に対しては、自己負担額を適用しません。

■ 事故例

石綿除去作業中に作業員が誤って脚立を倒して隔離シートが破れてしまい、工事場外へ飛散した石綿が隣接する家屋に付着した。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 特定粉じん排出等作業の完成または放棄の後の仕事の結果に起因する石綿の飛散
- 被保険者が、大気汚染防止法により罰則が適用される法令に違反して行った特定粉じん排出等作業^{*}
- 上記に掲げる法令のほか、被保険者が、故意または重大な過失により特定粉じん排出等作業について定める法令に違反して行った特定粉じん排出等作業^{*}

など

※法令に違反した者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる者に対して適用します。
① 貴社またはその役員もしくは従業員が法令に違反した場合は、すべての被保険者
② 下請負人またはその役員もしくは従業員が法令に違反した場合は、その下請負人ならびにその役員および従業員
③ ①または②に規定する被保険者以外の被保険者が法令に違反した場合は、その法令に違反した被保険者

地盤崩壊危険補償特約

貴社が行う建設工事に伴い発生した次の事由による賠償責任を補償します。

- ①不測かつ突発的に発生した地盤崩壊^{※1}に起因する土地等の損壊^{※2}
- ②地下水の増減によって生じた地盤崩壊^{※1}に起因する土地等の損壊^{※2}

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	1事故5万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

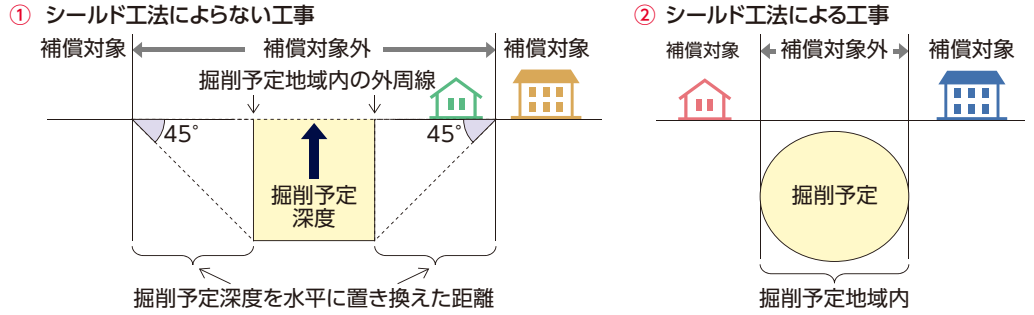
- 振動規制法に規定する特定建設作業に伴う土地の振動に起因する賠償責任
- 地下水の増減およびその利用に係る賠償責任
- 地盤崩壊による河川または堤防の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
- 被保険者が工事仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによって生じた地盤崩壊^{※1}に起因する賠償責任
- 保険期間終了後に発見された地盤崩壊^{※1}に起因する賠償責任
- シールド工法によらない工事の場合は、地盤崩壊^{※1}に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた土地等の損壊^{※2}に起因する賠償責任
- シールド工法による工事の場合は、地盤崩壊^{※1}に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた土地等の損壊^{※2}に起因する賠償責任
- 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者^{※3}が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する土地等の損壊^{※2}に起因する賠償責任

※1 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化または土砂崩れもしくは土砂の流出・流入をいいます。
※2 土地、土地の工作物(その基礎部分、収容物および付属物を含みます。)、植物の滅失、破損もしくは汚損または動物の死傷をいいます。
※3 その請負業者の下請負人を含みます。

■ 事故例

重機で土地の掘削作業を行っていたところ、地面が崩れ出し、脇にある建物が崩れた。

⚠ 補償対象／補償対象外となる範囲



工事遅延損害補償拡張特約

工事遅延損害補償(9ページ)について、工事場で発生した対人・対物事故の他に、次の事故を直接の原因として発生した工事遅延による損害についても補償します。

- ①火災、破裂、爆発による建設工事の目的物の損壊
- ②労災事故(死亡または30日以上継続入院)

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故につき、工事請負契約書の履行遅滞に関する規定等により定められた額。保険期間中500万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 工事請負代金額、約定履行日、履行遅滞に関する規定等が定められた工事請負契約書のない建設工事
- 履行不能または不完全履行となった建設工事
- 約定履行日の翌日から起算して遅延日数6日未満の工事遅延

など

オプション特約(国内賠償 工事用物損害補償)

工事用物損害補償特約

次の①または②に掲げる事故によって保険の対象に生じた損害を補償します。

- ① 工事現場内で保険の対象について生じた不測かつ突発的な事故
- ② 陸上輸送中に保険の対象^(注)について生じた不測かつ突発的な事故

(注) 工事用仮設建物およびこれに収容されている什器・備品を除きます。

■ 対象となる工事(対象工事)

貴社が日本国内で施工するビル、工場、住宅などの建物の建築工事、建物の内外装工事、電気・冷暖房・給排水等のビル付帯設備工事、鉄筋・鋼構造工事、各種機械器具設置工事などをいい土木工事および基礎・外構工事を含みます。ただし、はつり・解体工事を除きます。

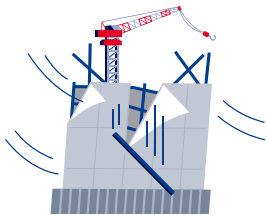
◆土木工事とは、次に掲げる工事をいいます。
ダム工事、道路工事(道路の維持・改修・復旧工を含みます。)、舗装工事、道路標識・信号設置工事、鉄道工事、地下鉄工事、橋梁工事、さく井工事、水道施設工事、土地造成工事、埋立工事、干拓工事、港湾施設工事、護岸工事、しゅんせつ工事、上下水道工事、土工工事、コンクリート工事、造園工事、清掃施設工事

◆基礎・外構工事とは、土木工事、はつり・解体工事を除く地上の工作物の施工に付随する基礎工事およびその敷地の外構工事^(注)をいいます。
(注) 塀、フェンス、門扉・門柱、アプローチ、駐車場、庭・植栽等の建設工事をいいます。

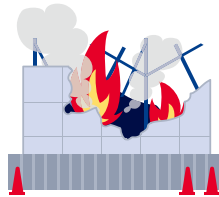
■ 保険の対象

- ① 工事の目的物
- ② 上記①に付随する仮工事(支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工等)の目的物
- ③ ①または②の工事用仮設物(工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備)
- ④ 工事用仮設建物(工事のために仮設される現場事務所、宿舍、倉庫等)およびこれに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限りです。)
- ⑤ 工事用材料および工事用仮設材

以下は保険の対象に含まれません。
● 工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品ならびに工具
● 航空機、船舶もしくは水上運搬用具または機関車、自動車その他車両
● 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
● 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物
● 燃料その他これらに類する物



工事中の建物が暴風により壊れた。



火災により建築中の建物が焼失した。



陸上輸送中の交通事故で荷台に乗せていた資材が損壊した。

■ お支払いする保険金の種類・保険金額・自己負担額

保険金の種類	保険金額	自己負担額
損害保険金	1事故につき、対象工事の請負金額または5億円のいずれか低い金額限度(保険期間中、保険証券記載の工事用物損害補償特約の保険金額または5億円のいずれか高い金額限度) 対象工事の請負契約が土木工事を主体とする工事^(注1)の場合: ● 請負契約ごとに2,000万円限度。ただし1事故につき2,000万円限度 ● 保険期間中、10億円限度^(注2) (注1) 土木工事に係る工事費の割合が、その請負契約における全体の工事費の50%を超える工事をいいます。 (注2) 他の請負契約において弊社が支払う損害保険金の額と合算して、保険証券記載の工事用物損害補償特約の保険金額または5億円のいずれか高い金額限度 ※ 陸上輸送中は、1事故につき、対象工事の請負金額または100万円のいずれか低い額を限度 ※ 損害保険金のうち、特別費用は1事故30万円限度	1事故につき、5万円または10万円から選択
残存物取片づけ費用	損害保険金の6%限度	なし
臨時費用	損害保険金の20%(ただし、1事故100万円限度)	なし

次の特約をセットすることにより、土木工事の補償を対象外にすることができます。

土木工事補償対象外特約

対象となる工事(対象工事)から、土木工事を除きます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合(共通事由)

- 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 風、雨、雪、ひょう、砂じんの吹込みまたはこれらの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外壁、屋根、開口部等が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から保険の対象または保険の対象を収容する建物の内部に吹込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害、残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 工事用仮設材として使用される矢板・くい・H形鋼その他これらに類する物の打込み・引抜きの際に生じた曲損、破損または引抜き不能の損害 など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合(土木工事および基礎・外構工事に関する事由)

- 上記(共通事由)のほか、次に掲げる損害
- 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
 - しゅんせつ部分に生じた埋没または隆起の損害
 - 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害 など
- 上記(共通事由)のほか、次に掲げる費用
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
 - ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
 - シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用 など

復旧費等に関する変更特約

工事用物損害補償特約および工事用仮設備・機械器具補償特約の規定の一部を次のとおりに変更します。

- ① 工事用物損害補償特約の復旧費について、損害が生じた地および時における単価^{(注1)(注2)}が請負金額の内訳書に記載された単価^(注1)を超える場合は、損害が生じた地および時における単価^{(注1)(注2)}を基礎として算出するものとします。ただし、費目ごとに、請負金額の内訳書に記載された単価^(注1)の130%を限度とします。
(注1) 請負金額を構成する費目ごとの単価をいいます。
(注2) 物価上昇の影響および資材等の購入単位の違いによる増額分を加味した単価とします。

- ② 損害の額の算定にあたって、工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている什器・備品^(注)については、復旧による価額増加分を控除せずに損害の額を算定します。
(注) 工事用仮設備・機械器具補償特約がセットされている場合は、工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品を含みます。

※ 土木工事補償対象外特約、復旧費等に関する変更特約は、工事用物損害補償特約をセットした場合に選択していただけます。

オプション特約(国内賠償 工事用物損害補償)



工事用仮設備・機械器具補償特約

不測かつ突発的な事故により、工事現場内にある工事用仮設備・工事用機械器具に発生した損害を補償します。
※特別な約定がないかぎり、貴社がリースまたはレンタル契約により使用または管理する工事用仮設備・工事用機械器具を含めるものとします。
※建設用工作車については、車両登録、市区町村長による標識交付(臨時運行許可番号標、臨時運転番号標を除きます。)を受けていないものに限ります。

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	保険期間中500万円限度
自己負担額	工事用物損害補償特約の自己負担額と同額(1事故5万円または10万円)

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ブーム、キャタピラ・バケット等、刃・つめ・ブレード等、管球類、ワイヤー・タイヤ等の損害(火災・破裂・爆発等によって生じた場合または保険の対象本体と同時に損害が生じた場合を除きます。)
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害(これらの事故によって火災・破裂・爆発が発生した場合を除きます。)

など



■ 事故例

クレーンで吊り上げた鉄材を誤って落下させ、工事用コンプレッサーが大破した。



メンテナンス期間中補償特約

対象工事の請負契約に定めるメンテナンス期間中(引渡し後12か月限度かつ保険期間終了日までの期間とします。)に、不測かつ突発的な次の事故により発生した、引渡しの完了した保険の対象に生じた損害を補償します。

- ① 請負契約に従って行う修補作業の拙劣・過失による事故
- ② 工事期間中に工事現場で発生した作業の欠陥による事故

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	工事用物損害補償特約の保険金額に同じ
自己負担額	1事故につき損害額の20%または50万円のいずれか高い額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が法律上または請負契約上、発注者に対して自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害など

■ 事故例

通信設備工事の欠陥が原因で完成引渡し後のメンテナンス期間内にアンテナが落下し破損した。



建売住宅等の保険責任終期特約

貴社が自ら施工した新築住宅であって、販売目的のために自ら管理している住宅について、不測かつ突発的な事故により、購入者や販売業者等へ引き渡すまでの期間(工事完了後6か月限度かつ保険期間終了日までの期間とします。)に発生した損害を補償します。

※新築の一戸建て住宅のみが対象となり、長屋および共同住宅は対象外となります。
※この特約は、建築一式工事を行う事業者のみセット可能です。

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	工事用物損害補償特約の保険金額に同じ
自己負担額	工事用物損害補償特約の自己負担額と同額(1事故5万円または10万円)

■ 事故例

- 完成した新築住宅を販売中に、夜間の不審火が原因で、その建物が全焼してしまった。
- 完成した新築住宅を販売中に、住宅が水災で水没した。



事業用動産損害補償特約

貴社が日本国内で所有、使用または管理する常設の施設、作業場および資材置場(工事現場を除きます。)等で保険の対象に生じた不測かつ突発的な事故および対象施設内における被保険者が所有する業務用の通貨等または預貯金証書の盗難による損害を補償します。

※工事用物損害補償特約をセットした場合に、この特約を選択していただけます。

■ 保険の対象

- ① 対象構内(対象施設が所在する構内)に収容される被保険者が所有する設備・什器等
- ② 業務の目的に従って、対象構内から一時的に持ち出され、使用・管理されている被保険者が所有する設備・什器等(看板、自動販売機を除きます。)
- ③ 対象構内に収容される被保険者が所有する工事用仮設備
- ④ 対象構内に収容される工事用材料および工事用仮設材



次に掲げるものは、保険の対象に含みません。

- 保険の対象①のうち、工事用機械器具およびこれらの部品、工具、昇降機設備等の建物付帯設備および立体駐車場
- 保険の対象②のうち、工事用仮設備、工事用仮設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品、工具、工事用仮設建物に収容されている什器・備品等、リース契約またはレンタル契約等により他人に貸与されまたは他人の占有管理下にある物
- 保険の対象①、③または④のうち、建物の外に置かれている物
- 航空機、船舶もしくは水上運搬用具または機関車、自動車その他車両
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、有価証券、印紙、切手等

など

■ 事故例



自社の倉庫で保管していた資材が火災により焼失してしまった。



常設の倉庫内に保管していた資材が盗難にあった。

■ お支払いする保険金の種類・保険金額・自己負担額

保険金の種類	保険金額	自己負担額
損害保険金	1事故・保険期間中につき1,000万円、2,000万円、3,000万円限度から選択 ※貴金属等は、1事故かつ1個・1組につき30万円限度	工事用物損害補償特約の自己負担額と同額(1事故5万円または10万円)
通貨等盗難損害保険金	業務用通貨の盗難：1対象構内・1事故につき30万円限度 業務用預貯金証書の盗難：1対象構内・1事故につき300万円限度	なし
残存物取片づけ費用	損害保険金の6%限度	なし
臨時費用	損害保険金の20%(ただし、1事故100万円限度)	なし
修理付帯費用	1対象構内・1事故につき100万円限度	なし
水害費用	保険金額または保険価額(保険の対象の時価額)のいずれか低い額の5%	なし



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失または法令違反
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災(水害費用保険金については、この規定を適用しません。)
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗、劣化または蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ねずみ食い・虫食い等によって生じた損害

など

※工事用仮設備・機械器具補償特約、メンテナンス期間中補償特約および建売住宅等の保険責任終期特約は、工事用物損害補償特約をセットした場合に選択していただけます。
※工事用仮設備・機械器具補償特約、メンテナンス期間中補償特約では、特約の規定に反しない限り、工事用物損害補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。
※工事用仮設備・機械器具補償特約、メンテナンス期間中補償特約および建売住宅等の保険責任終期特約でお支払いする保険金の種類は、特別費用を除き工事用物損害補償特約でお支払いする保険金の種類と同じです。詳細は40ページをご確認ください。

オプション特約(国内賠償 サイバーリスクの補償)

個人情報漏洩補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚した場合※に、貴社が負担する危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用に対して、保険金をお支払いします。また、個人情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※個人情報漏洩のおそれが発覚した場合を含みます。ただし、そのおそれがあることを弊社が承認した場合に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※危機管理コンサルティング費用は500万円限度、危機管理実行費用はこの特約の支払限度額の10%限度 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用の支払限度額は、この特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円 ※危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、自己負担額はありません。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取(財物の紛失または盗取・詐取に起因した個人情報漏洩は補償の対象)
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟により負担する賠償責任

■ 事故例

リモート勤務の増加により受信メールの件数が大幅に増加。
慣れない自宅という環境下、購買履歴を含む大量の顧客情報を添付したメールを複数の取引先に誤って送信してしまった。



など

サイバー攻撃を受けた段階で必要とされるデジタル・フォレンジック費用の補償から始まる4つのステップでトータルに企業をサポートします！

サイバー
攻撃発覚

情報漏洩が
発覚する前

オプション サイバー攻撃対応費用補償特約の補償範囲

Step0:サイバー攻撃対応(費用補償)

サイバー攻撃を受けた場合、セキュリティの専門家による初期対応が重要です。
セキュリティ・コンサルティング会社をご案内し、デジタル・フォレンジックなど初期対応を支援、
要した費用を補償します。

個人情報漏洩
が発覚

情報漏洩が
発覚した後

基本補償 個人情報漏洩補償特約の補償範囲

Step1:危機管理コンサルティング費用補償

漏洩事故が起こった場合、初期対応が重要です。
漏洩発覚時には、初期対応を効果的に行うためにコンサルティングサービスを利用するにあたり、
発覚後180日以内に要した費用を補償します。危機管理コンサルティングの目的は、事故後に
関係者に対して迅速かつ的確に初期対応を行うためのアドバイスを提供することで、企業イ
メージを含めた貴社の損失を最小化することです。
(注)危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コンサルティング機関が行います。

Step2:危機管理実行費用補償

事故後の対応には高額な費用が発生します。
危機管理コンサルティングに基づいて漏洩発覚後に関係者への対応を実行するために、発覚後
180日以内に要した費用を補償します。
「発動の要件」●公的機関(官公庁・警察など)への文書による届出または報告
●マスコミ・インターネット等の媒体による報道

Step3:賠償金・争訟対応費用補償

損害賠償金や弁護士費用など十分な備えが必要です。
被害者から慰謝料などを損害賠償請求された場合、または委託元から損害賠償請求(求償)され
た場合に、損害賠償金および争訟対応費用(弁護士費用など)を補償します。

届出・報告

賠償請求

解決へ

サイバー攻撃対応費用補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有または使用するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、サイバー攻撃対応コンサルティング(被害状況の把握、証拠の保全・調査、被害拡大防止の初期対応)およびセキュリティ対策コンサルティング(セキュリティ事故の再発防止の助言)^(注1)に要した費用^(注2)に対して、保険金をお支払いします。

(注1)サイバー攻撃対応コンサルティングおよびセキュリティ対策コンサルティングは、弊社が承認するセキュリティコンサルティング機関が行います。
(注2)セキュリティ事故が最初に発覚した日からその日を含めて30日以内にサイバー攻撃対応コンサルティングが発注されることを条件とし、かつ、当該サイバー攻撃対応コンサルティングに着手した日からその日を含めて90日以内に発生したサイバー攻撃対応費用に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき1,000万円 ※個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
-------	---

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 財物の損壊
- 保険期間の開始日前に発覚したセキュリティ事故

など



ECサイトが不正アクセスされていると取引先から通報を受け、パソコンの解析を行ったところ高額の費用が発生した。

セキュリティ賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注)この特約はサイバー攻撃対応費用補償特約をセットした場合に選択していただけます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償特約と同額 ※個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1請求10万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取
- 遡及日の前日以前に発生したセキュリティ事故
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟により負担する賠償責任

など

企業情報漏洩賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する取引先の企業秘密等の企業情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償特約と同額 ※個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取(財物の紛失または盗取・詐取に起因した企業情報漏洩は補償の対象)
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟により負担する賠償責任

など

※サイバー攻撃対応費用補償特約および企業情報漏洩賠償責任補償特約は、個人情報漏洩補償特約をセットした場合に選択していただけます。また、セキュリティ賠償責任補償特約は、サイバー攻撃対応費用補償特約をセットした場合に選択していただけます。

海外賠償の特徴

海外賠償の補償では、製造・販売・飲食業を営む企業の皆さまの海外におけるビジネス展開に伴う賠償リスクをまとめて補償します。国内賠償では補償されない海外賠償リスクへの備えをご提供します※。

- 1

貴社の海外ビジネスにかかる賠償リスクを幅広く補償!

貴社の海外における施設の所有・使用・管理、業務の遂行および輸出した生産物による対人・対物事故に対する賠償リスクを補償します。
- 2

賠償事故の解決に必要な各種費用を補償!

事故が発生した場合における弁護士費用や施設内の対人事故に対する治療費用、貴社が直接生産物の回収を行う場合の回収費用など、事故に伴う各種費用を補償します。
- 3

貴社のニーズに合わせたご契約プランを簡便に!

米国・カナダにおける事故の補償などオプション特約のセットや支払限度額の選択により、貴社のニーズに合わせたご契約プランを簡便な手続きで設定可能です。

※海外賠償の補償は、単独でもご加入いただけます。

主な対象業種

飲食品、繊維・繊維製品、木製品・家具、化粧品、プラスチック・ゴム製品、金属材料・部品、家庭用電気機械器具、一般産業用・事務用・サービス用機械器具、通信・電子機械器具、生活雑貨・事務用品などの製造・卸売・小売業

※業種や製品の種類によって、海外賠償ではお引受けできない場合があります。詳細は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
※建設業、ビルメンテナンス業は対象外です。

海外リスクを補償する他の補償/特約との違い

海外進出は企業にとって事業拡大の大きなチャンスである一方、日本とは異なる法律や規制・社会・慣習などにより、様々なリスクを伴います。

AIG損保では、企業の海外進出の段階に応じたソリューションをご提供いたします。

ステージ 1 《国内事業のみ》	海外出張、日本人旅行者の海外での貴社製品の使用、海外観光客のお土産や部品として組み込まれた完成品が海外に流出する可能性がある企業	国内賠償 (日本国外での保険事故一部補償) 国外流出生産物危険補償特約
ステージ 2 《海外進出を検討中》	海外出張や海外展示会への出展、越境EC(電子商取引)をご検討されている企業	海外賠償
ステージ 3 《海外進出初期》	製品の海外輸出や越境EC(電子商取引)、商談などのための海外出張を日常的に行う企業	海外賠償

より本格的な海外ビジネスを展開されている企業の皆さま向けに、弊社では、英文約款を使用した商品※もご用意しています。

※お引受けにあたっては、専用告知書や追加資料をいただき、引受審査が必要となります。

製造・販売業務の遂行・施設の管理による
対人・対物事故についての補償
＜業務遂行・施設リスク＞

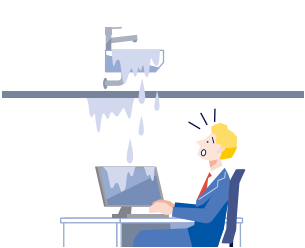
次の①または②によって保険期間中に対人・対物事故が発生し※¹、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社の海外※²における業務の遂行(営業活動・自社製品の設置作業など)
- ② 海外対象施設の所有・使用・管理

※¹ 前保険契約が損害賠償請求ベースの保険契約である場合に限り、この保険契約の保険期間の初日の1年前の応当日からこの保険契約の保険期間が開始した時までの間に発生した事故も含みます。詳細については約款をご確認ください。
※² 対象となる国と地域については38ページの補償適用地域欄をご覧ください。



海外の展示会ブースへ商品を搬入中に来場者に怪我を負わせた。



海外の駐在員事務所から漏水し、階下の部屋に損害を与えた。



機械の設置作業中に物を落下させ納品先の製造ラインを破損させてしまった。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
- 損害防止費用、求償権保全費用、協力費用など損害の拡大防止や事故対応に要する費用
- 緊急措置費用や被害者治療等費用などの被害者対応に要する費用

など



保険金をお支払いできない主な場合

- ① 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ② 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③ 環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合を除きます。
- ④ 特定業務の遂行
- ⑤ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥ 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦ 航空機、自動車※¹または銃器の所有、使用または管理
- ⑧ 海外対象施設外における船舶、車両または動物の所有、使用または管理
- ⑨ 記名被保険者の業務に従事中の者が被った身体の障害に対して負担する賠償責任
- ⑩ 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任
 - 記名被保険者の子会社または関連会社が所有、借用または保管※²する財物
 - 記名被保険者の仕事の目的物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分

など

※¹ 海外対象施設内で物の運搬その他の作業を行う自動車を除きます。ただし、自動車保険等の上乗せ補償となります。
※² 現実にはまたは実質的に占有する状態を含みます。

製造・販売した製品または仕事の結果による 対人・対物事故についての補償

<生産物・完成作業リスク>

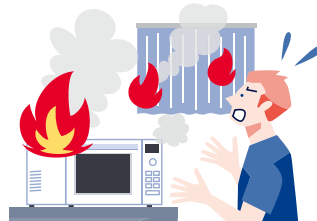
次の①～③によって保険期間中に対人・対物事故が発生し^{※1}、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社が海外^{※2}に輸出・販売した生産物
- ② 貴社が製造・販売した生産物のうち、国外流出生産物
- ③ 貴社が海外^{※2}において行った仕事の結果

※1 前保険契約が損害賠償請求ベースの保険契約である場合に限り、この保険契約の保険期間の初日の1年前の応当日からこの保険契約の保険期間が開始した時までの間に発生した事故も含みます。詳細については約款をご確認ください。
※2 対象となる国と地域については38ページの補償適用地域欄をご覧ください。



輸出した飲料に含まれていた成分が身体に悪影響を及ぼした。



海外に輸出した自社製造の電子レンジの回線がショートして発火、火災が発生した。



海外で販売した製品の欠陥による火災事故が発生したため、同じロットの製品回収を直接行った。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
- 損害防止費用、求償権保全費用、協力費用など損害の拡大防止や事故対応に要する費用
- 緊急措置費用などの被害者対応に要する費用
- 対人・対物事故が発生した場合に貴社が直接行う回収等に要するリコール限定費用および第三者の回収実施者が回収等を行ったことにより生じた費用のうち貴社が法律上の損害賠償責任を負担するリコール限定費用 など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ② 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③ 環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合を除きます。
- ④ 特定業務の遂行
- ⑤ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥ 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦ 被保険者の故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑧ 生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊について負担する賠償責任
- ⑨ 生産物または仕事の結果が記名被保険者の意図した効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任
- ⑩ 次に掲げる生産物に起因する賠償責任
 - 医療用機械器具、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、部品もしくは成分
 - 航空機またはこれらに使用される材料、資材、装置、もしくは部品類
 - 鉄道車両、船舶、自動車またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類（駆動、走行、運航、制御、安全、救命にかかわるものに限ります。）
 - チャイルドシート、ベビーカー、ベビーベッド等の幼児用家具
- ⑪ 販売人が生産物に作業を加えたことに起因する賠償責任
- ⑫ 販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
- ⑬ 販売人の施設内で生じた身体の障害または財物の損壊に対して負担する賠償責任

など

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

生産物・完成作業

✓ 米国・カナダ追加補償特約

基本となる補償の補償適用地域（日本国、アメリカ合衆国およびカナダを除く全世界）を拡大し、日本国を除く全世界を補償対象とします。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき1億円
自己負担額	なし



業務遂行・施設

生産物・完成作業

✓ 米国・カナダ追加補償特約（拡大型）

基本となる補償の補償適用地域（日本国、アメリカ合衆国およびカナダを除く全世界）を拡大し、日本国を除く全世界を補償対象とします。支払限度額は基本補償と同額になります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額
自己負担額	なし

業務遂行・施設

✓ 作業対象物損壊補償特約（海外）

貴社の業務遂行中、作業現場[※]内における仕事の対象物（他人が所有するものに限ります。）のうち、直接作業が加えられていた部分に生じた損壊による賠償責任を補償します。

※被保険者が主たる仕事を行っている場所で、被保険者が、所有または借用により占有し、事業活動を行っている常設の事業所を除きます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき500万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等

■ 事故例

自社で製造・販売した大型食品機械を、海外の客先の工場に設置する際、取り付け予定場所の床に大きな穴をあけてしまった。



オプション特約(生産物品質補償)

予防的措置としての行政指示による回収補償特約

被保険者の生産物に基本補償の対象となる事故は生じていないにもかかわらず、行政機関※¹が被保険者の生産物に対して回収、販売停止または廃棄を行う旨の命令、指示または要請を行った場合※²に保険金をお支払いします。

※1 補償適用地域の行政機関をいいます。
※2 被保険者の生産物を原因として、使用製品に対して命令、指示または要請を行う場合を含みます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき、保険証券記載の1事故支払限度額と1億円のいずれか低い額
縮小支払割合	保険証券記載の縮小支払割合
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 事故例

ある企業が外国から輸入した原材料に、日本では禁止されている添加物が使用されていたことが判明。貴社が輸入した原材料にもその可能性があるとのことで、行政機関から回収命令が出された。



根拠のない報道による回収事故補償特約

被保険者の生産物に基本補償の対象となる事故が発生していないにもかかわらず、事故が発生したという事実と異なる報道※もしくは政府・行政機関の発表がされた場合に保険金をお支払いします。

※報道機関による報道。ただし、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、またはインターネットを通じて社会の出来事を広く知らせることを目的とする組織体が、それらの媒体によって報じた場合に限りです。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき、保険証券記載の1事故支払限度額と3,000万円のいずれか低い額
縮小支払割合	保険証券記載の縮小支払割合
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはそれらの役員(退職した者を含みます。)が発信または提供した情報による根拠のない報道によって生じた損害

など

■ 事故例

貴社が製造販売しているチョコレートバーにプラスチックが混入しているという事実と異なる報道がされ、専門家への相談、検査等の対応を余儀なくされた。



輸出生産物補償特約

次に掲げる生産物を補償対象に追加します。

- ① 日本国から日本国外に向けて輸出または供給され、日本国外に所在する被保険者の生産物※¹※²
- ② 日本国外から輸出または供給され、被保険者によって販売または供給される日本国外に所在する生産物※¹

※1 日本国外における輸送途上を含みます。
※2 国外流出生産物を含みます。

■ 事故例

貴社が海外に輸出した化粧品に異物が混入していることが判明。回収等を行った。

※事前に弊社所定の告知書等をご提出いただきます。
※対象となる国と地域については38ページの補償適用地域欄をご覧ください。



かび・腐敗等一部補償特約

次に掲げる事由に直接起因して、生産物または使用製品にかび・腐敗等が発生したことにより、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。

- ① かび・腐敗等の発生防止を目的とする生産物の容器・包装に関するシール不良またはピンホール等の瑕疵※。
- ② かび・腐敗等の発生防止を目的としてその生産物自体に使用を予定されていた防腐剤、脱酸素剤またはアルコール製剤等の封入漏れまたは添加漏れ※。

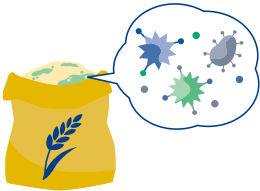
※ただし、生産物が正当な引渡し先に引き渡されるまでの過程において発生した事象に限りです。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき、保険証券記載の1事故支払限度額と3,000万円のいずれか低い額
縮小支払割合	保険証券記載の縮小支払割合
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の生産物の原材料にかび・腐敗等が発生していたことによって生じた損害



ご契約の方法 ご契約条件の設定、保険料の算出について

1 保険の対象となる施設、業務、生産物を確認します。

国内賠償では、原則として、日本国内における貴社のすべての施設、業務(仕事)、製品・商品(生産物)、仕事の結果による賠償リスクを対象とします。なお、建設業のみ補償(建設業以外の兼業業務は補償対象外)や労働者派遣業のみ補償(労働者派遣業以外の業務請負および兼業業務は補償対象外)にすることもできます^(注1)^(注2)。

海外賠償では、貴社の業務に起因して全世界(日本、アメリカ合衆国、カナダを除く)で発生する賠償リスクおよび海外対象施設、輸出生産物による賠償リスクを対象とします。

生産物品質補償では、貴社の食品、化粧品、医薬部外品等の生産物に生じた事故による損害を対象とします。

なお、オプション特約をセットすることにより、補償の対象を拡大することができます。

(注1)JV工事に関連するお引受けについては、個別にご照会ください。
(注2)「サイバーリスクの補償」では、貴社におけるすべての業務(仕事)を対象とする場合のみセットできます。

2 基本となる補償およびオプション特約を選択します。

この保険では、まず3つの基本となる補償からご希望の補償を選択していただき、それぞれについてご希望のオプション特約をセットしてお引き受けします。3つの基本となる補償は、それぞれそのオプション特約とともに単独での契約も可能です。具体的なお引受けについては、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。

基本となる補償		オプション特約
国内賠償	+	製造業E&O(業務過誤)特約、工事物損害補償特約、個人情報漏洩補償特約 など
海外賠償	+	米国・カナダ追加補償特約、作業対象物損壊補償特約(海外) など
生産物品質補償	+	予防的措置としての行政指示による回収補償特約、かび・腐敗等一部補償特約 など

3 支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)を設定します。

基本となる補償について、支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)を設定します。
一部のオプション特約については、所定の支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)が適用されますのでご確認ください。

4 保険料の算出を行います。

基本となる補償	保険料の算出基礎、確認書類
共 通	保険料の算出にあたっては、売上高を確認できる次のいずれかの書類をご用意ください。 ●法人の場合:直近の会計年度(1年間)の損益計算書、法人事業概況説明書、有価証券報告書 ●個人事業主の場合:青色申告決算書(青色申告の場合)、収支内訳書(白色申告の場合)、税務申告書類 なお、下記の算出基礎に基づき算出した保険料は確定保険料となりますので、保険期間終了時の保険料の精算は不要となります。 ※ただし、一部のオプション特約をセットした場合はこの限りではありません。
国内賠償	貴社の「業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。
海外賠償	業務遂行・施設リスク:貴社の「国内および海外における業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。 生産物・完成作業リスク:貴社の「海外における業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込海外売上高」に基づき保険料を算出します。
生産物品質補償	貴社の「対象生産物の内容」および「対象生産物の直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

1 適用される支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)

補償	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用※1※2	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用※1※2	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの自己負担額を適用
人格権・宣伝侵害リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用

※1 理美容エステ業務にかかわる業務遂行・施設リスクに起因する対人事故については、被害者1名・1事故・保険期間中1,000万円を限度とします。
※2 介護・福祉サービス業務にかかわる業務遂行・施設リスクに起因する財物の損壊を伴わない使用不能については、1事故および保険期間中1,000万円を限度とします。

この補償では、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額と同額で「総支払限度額」を設定します。この補償でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して総支払限度額を限度とします。ただし、次のオプション特約でお支払いする保険金に対しては、総支払限度額を適用しません。

- 使用者賠償責任補償特約 ●不誠実行為危険補償特約 ●特許等知的財産権補償特約
- 食中毒・特定感染症損害補償特約 ●個人情報漏洩補償特約とこの特約にセットする特約
- 工事物損害補償特約とこの特約にセットする特約 ●事業用動産損害補償特約

補償	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく下記のいずれかの業務遂行・施設リスクの支払限度額を適用(1事故・保険期間中 1億円、1.5億円、2億円)	設定しません。
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく下記のいずれかの生産物・完成作業リスクの支払限度額を適用(1事故・保険期間中 1億円、1.5億円、2億円)	設定しません。
生産物の回収リスク(リコール限定費用)	1事故・保険期間中 500万円 ※この限度額は生産物・完成作業リスクの支払限度額に含まれます。	1事故につき、自己負担額10万円 1事故につき、縮小支払割合90%

※お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

- 米国・カナダ追加補償特約でお支払いする保険金については、1事故・保険期間中1億円を限度とします。この限度額は業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額に含まれます。
- 作業対象物損壊補償特約(海外)でお支払いする保険金については、1事故・保険期間中500万円を限度とします。この限度額は業務遂行・施設リスクの支払限度額に含まれます。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

生産物品質補償

基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。

支払限度額(保険金額)	縮小支払割合	自己負担額(免責金額)(1事故)
ご契約時に設定いただく下記のいずれかの支払限度額を適用 (1事故・保険期間中 500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円)	保険証券記載の縮小支払割合	保険金額の1%

※お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

2 被保険者の範囲

国内賠償

業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスク、人格権・宣伝侵害リスクについては、以下のとおりとします。ただし、特約によって別途設定されるものがあります。

		右記以外の業務	製造・販売業務	労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等	介護・福祉サービス業務	理美容エステ業務
①	記名被保険者	○	○	○	○	○
②	記名被保険者の役員および従業員	○	○	○	○	○
③	下請負人	○	○	○		
④	下請負人の役員および従業員	○	○	○		
⑤	発注者	○				
⑥	保険証券に追加被保険者として記載された者	○	○	○	○	○
⑦	記名被保険者の販売人		○ ^{※1}			
⑧	記名被保険者の派遣先および請負先			○		
⑨	利用者 ^{※2} 、記名被保険者の研修受講生等 ^{※3}				○	
⑩	理美容エステ業務の補助者					○

※1 生産物・完成作業リスクに起因する保険事故に限りです。

※2 介護・福祉サービス業務の遂行に伴い、記名被保険者が提供する介護・福祉サービス等の利用者本人をいいます。ただし、記名被保険者またはその役員もしくは従業員の直接指導下または管理下において、業務を補助する者として業務を行っている間に限ります。

※3 記名被保険者の研修受講生、ボランティア、市町村等の社会福祉協議会の住民参加型ふれあいサービス事業協力会員をいいます。ただし、記名被保険者またはその役員もしくは従業員の直接指導下または管理下において、業務を補助する者として業務を行っている間に限ります。

補償	被保険者の範囲
工事遅延損害補償	記名被保険者
リコール限定費用補償	記名被保険者
サイバーリスクの補償	記名被保険者(役員および従業員を含みます。)

※特約によって別途設定されるものがあります。

海外賠償

補償	被保険者の範囲
業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク	①記名被保険者 ②記名被保険者の役員および従業員 ③生産物・完成作業リスクに起因する保険事故に限り、記名被保険者の販売人
生産物の回収リスク (リコール限定費用)	記名被保険者

生産物品質補償

被保険者の範囲

記名被保険者

※特約によって別途設定されるものがあります。

3 補償適用地域

基本となる補償	補償適用地域
国内賠償	日本 ※日本国外での保険事故一部補償については、日本を除く全世界とします。 ※国外流出生産物危険補償特約をセットした場合は、日本を除く全世界とします。 ※サイバーリスクの補償の特約については、25、26、41ページをご確認ください。
海外賠償	全世界(日本、アメリカ合衆国、カナダを除く) ※訴訟提起地は、アメリカ合衆国とカナダを除く全世界です。 ※米国・カナダ追加補償特約、米国・カナダ追加補償特約(拡大型)をセットした場合は、日本を除く全世界となり、訴訟提起地は全世界です。
生産物品質補償	日本 ※輸出生産物補償特約をセットした場合は、全世界とします。

保険金のお支払いは、弊社または弊社の親会社もしくは弊社の最上位の支配会社に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、アメリカ合衆国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)、ヨーロッパ連合(EU)により行われる制裁措置を含みます。

4 保険金をお支払いできない主な場合(基本補償共通)

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)に起因する損害

など

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

5 お支払いする保険金

国内賠償

(1)賠償責任にかかる補償(基本となる補償およびオプション特約)

国内賠償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

	保険金の種類	概要
事故発生初期に生じる費用	損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のための必要または有益な費用
	求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合におけるその権利の保全または行使のための必要または有益な費用
	原因調査費用 (1事故100万円限度)	対人・対物事故が発生した場合または発生が切迫している場合における事故原因の調査・確認のための必要かつ有益な費用
	緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
	緊急対応費用 (1事故300万円限度)	事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の搜索費用などの費用
	被害者への見舞費用 (被害者1名 ^(注) 10万円限度・1事故300万円限度)	事故が発生した場合において、被害者に届けた見舞金、見舞品または被害者の遺族に届けた香典、花、弔電等の費用その他社会通念上妥当な費用 (注)被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
	被害者治療等費用 (被害者1名50万円限度・1事故300万円限度)	仕事の遂行または施設に起因して身体の障害が発生した被害者の治療費用や葬儀費用など (身体の障害が発生した日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。)
	派遣先対物損害費用 (1事故50万円限度)	派遣先業務の遂行により派遣先が所有、使用または管理する財物の損壊が発生した場合における損壊した財物の修理または交換のために要する費用
	対物超過復旧費用 (被害者1名 ^(注) 30万円限度・1事故300万円限度)	他人の財物の損壊が発生した場合のその財物の修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)のうち、その財物の時価額を超える費用。ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限ります。 (注)被害者が法人である場合は、1法人とします。
	汚染浄化費用 (1事故・保険期間中1,000万円限度)	不測かつ突発的に環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理に要する費用(対人・対物事故または財物の損壊を伴わない使用不能等が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。)



	保険金の種類	概要
訴訟等により生じる費用	争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する弁護士報酬、訴訟費用、裁判所に提出する文書および意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用。ただし、弁護士報酬等を除き、裁判所の関与しない和解に対応するための費用を除きます。
	協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用



	保険金の種類	概要
損害賠償金	損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

※特許等知的財産権補償特約における争訟対応費用については、裁判所・認証ADR機関の民事上・行政上の手続に対応するために要する上記の費用をいい、裁判所・認証ADR機関の関与しない和解に対応するための費用を除きます。

(2)物損害の補償

工事用物損害補償特約およびこの特約にセットする特約でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。

保険金の種類	概要
損害保険金	復旧費(損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得、修理の費用)、損害防止費用(損害の発生・拡大防止のために支出した必要かつ有益な費用)および特別費用(保険の対象の復旧に必要な残業・休日勤務・夜勤勤務による割増賃金および急行貨物割増運賃)の合計額
残存物取片づけ費用	損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、損害保険金に含まれないもの)
臨時費用	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用

※損害保険金のうち特別費用は、工事用物損害補償特約のみ、お支払いの対象となります。

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

事業用動産損害補償特約でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。

保険金の種類	概要
損害保険金	保険の対象の損傷を修理することができる場合においては、修理費(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用)と損害防止費用(事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用)の合計額を損害額として支払う保険金。損害額は保険価額(損害の生じた地および時における損害の生じた保険の対象の価額)によって定めます。
通貨等盗難損害保険金	対象施設内における被保険者が所有する業務用の通貨または預貯金証書の盗難により被る損害に対して支払う保険金をいい、公示催告手続費用を含みます。
残存物取片づけ費用	損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)
臨時費用	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用
修理付帯費用	損害保険金が支払われる場合において、その保険の対象の復旧にあたり発生する原因・損害範囲の調査、設備等の点検・調整、仮修理、代替品の賃借、代替仮設物の設置・撤去、残業・休日勤務・深夜勤務による割増賃金等の必要かつ有益な費用
水害費用	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災により、対象建物等が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等に損害が生じた場合の臨時に生じる費用

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

(3) サイバーリスクの補償

保険金の種類※1	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する弁護士報酬、訴訟費用、裁判所に提出する文書および意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用。ただし、弁護士報酬等を除き、裁判所の関与しない和解に対応するための費用を除きます。
危機管理コンサルティング費用※2	危機管理コンサルティング機関が個人情報漏洩(またはそのおそれ)による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用※3
危機管理実行費用※2	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が個人情報漏洩(またはそのおそれ)の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用※3※4 ①弁護士から助言を受けたことに対する報酬(定期報酬などを除きます) ②個人情報漏洩の原因を調査するための費用 ③被保険者の従業員の法定外残業、休日出勤等により生じた超過人件費、臨時に生じた通勤交通費または超過勤務に伴う宿泊費 ④電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 ⑤お詫び状の作成費用および送付費用 ⑥見舞金・見舞品費用 ⑦見舞金・見舞品の送付費用 ⑧新聞に謝罪広告を掲載する費用 ⑨記者会見の開催に要する費用
サイバー攻撃対応費用※5	サイバー攻撃対応コンサルティングおよびセキュリティ対策コンサルティングに対して被保険者が支払う報酬※6

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

※1 求償権保全費用および協力費用もお支払いの対象です。39ページをご確認ください。

ただし、サイバー攻撃対応費用補償特約では、サイバー攻撃対応費用のみがお支払いの対象となります。

※2 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、個人情報漏洩(またはそのおそれ)が発覚した場合にお支払いの対象となります。ただし、危機管理実行費用は、①公的機関に文書により届出・報告したか、②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等により報道された場合に限ります。

※3 個人情報漏洩(またはそのおそれ)が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用で、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。

※4 日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。

※5 サイバー攻撃対応費用補償特約がセットされた場合のみ、お支払いの対象となります。

※6 弊社が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。

海外賠償	海外賠償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。
保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のための必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合におけるその権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する弁護士報酬、訴訟費用、裁判所に提出する文書および意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用。ただし、弁護士報酬等を除き、裁判所の関与しない和解に対応するための費用を除きます。
被害者治療等費用 (被害者1名10万円限度・1事故300万円限度)	仕事の遂行または海外対象施設に起因して身体障害が発生した被害者の治療費用や葬儀費用など(身体の障害が発生した日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。)
リコール限定費用 (1事故・保険期間中500万円限度、自己負担額:1事故につき10万円、縮小支払割合:1事故につき90%)	回収の実施に伴い負担する次の費用 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用※1 ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④被保険者と消費者または納品先との間で生産物※2の回収および代替品の送付に要した費用 ⑤回収した生産物※2の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫等の施設の賃借費用 ⑥回収した生産物※2の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ⑦回収等の実施により生じる人件費※3、出張費および宿泊費※4

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

※1 文書の作成費および封筒代を含みます。

※2 生産物が原材料または部品として他の財物の一部を構成する場合は、その財物全体をいいます。

※3 超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

※4 旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

生産物品質補償

生産物品質補償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

費用の種類	概要
①回収等費用	被保険者が支出した次に掲げる合理的かつ妥当な費用をいいます。 ア. 社告掲載費用 イ. コールセンター設置費用 ウ. 通信費用 エ. 輸送費用 オ. 事故の生じた生産物について、領収済みの対価を消費者や納品先に返還する場合は、その原価。ただし、領収済みの対価を返還せず、事故の生じた生産物を再加工または再包装して提供する場合はその再加工または再包装に要した費用、または事故の生じた生産物の代替品を提供する場合は、その原価。 カ. 一時保管施設の賃借料 キ. 廃棄費用 ク. 人件費 ケ. 出張費および宿泊費 コ. データ作成費用 サ. 回収等の実施により生じる費用で、弊社が特に必要と認めたもの
②喪失利益	被保険者の営業収益が事故により減少しなかったならば得られていたであろう営業利益をいいます。なお、喪失利益は「事故がなければ得られていたであろう見込営業収益」から「補償期間中に計上された営業収益」を差し引いた残額に、「直近会計年度の営業利益率」を乗じて得た額とします。なお、被保険者の営業に特殊な事情があった場合または著しく趨勢が変化した場合※1は、弊社は、被保険者と協議による合意に基づき、「採用すべき見込営業収益」または「直近会計年度の営業利益率」について公正な調整を行うものとします。
③安全宣言費用	事故によって失った生産物の信頼度を回復させるために、補償適用地域内に向けて行われた事故の生じた生産物に関する安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告活動等に対して、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、販売推進を主な目的とした宣伝または広告に要する費用を除きます。
④事業活動維持費用	事故に起因する損害を軽減し、事故発生前の事業活動状態へ復旧するために、または事故発生前と同等な事業活動を極力維持するために被保険者が支出した清掃費、消毒・殺菌費用、人件費等の合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、次に掲げる費用を除きます。 ア. 機械設備、什器、備品、不動産等の資産の取得に要する費用 イ. 再発防止のための生産物の設計または仕様の変更に要する費用
⑤専門家相談費用	回収等に係る対応を行うために、被保険者が広報または危機管理その他の専門知識を有する第三者から助言またはコンサルティング等を受けたことにより支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、この特別約款における保険金の支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては、保険金を支払います。
⑥検査分析費用	事故の事実等に係る確認または調査を行うために、第三者の調査機関による検査、分析等に対して被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用※2をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、この特別約款で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。
⑦争訟費用 (生産物品質保険用) (1事故・保険期間中300万円限度)	回収等に係る責任の有無および割合、その方法または金額等に係る争訟※3※4について、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、この特別約款で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。

※1 合併、会社分割、事業の譲渡もしくは譲受け、株式交換、株式移転等の組織再編、決算期の変更、自然災害または天候・消費者の嗜好の変化もしくは経済情勢の急激な変動等をいいます。

※2 納品先が生産物または使用製品を市場から回収する場合において、その納品先が被保険者に請求した費用を含みます。ただし、本来被保険者が支出するべきであったと認められる費用に限ります。

※3 訴訟、仲裁、調停または和解等をいい、①～⑥に規定する損害について、被保険者が第三者に賠償請求を行った場合または被保険者が第三者から賠償請求を受けた場合をいいます。

※4 消費者およびそれらを代表するものとの争訟を除きます。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

6 事故が発生した場合

保険金お支払いまでの流れ

事故のご連絡をいただいてから、保険金をお支払いするまでの一般的な流れは次のとおりです。



企業向け賠償責任保険(国内リスク) 解決援助サービス



「解決援助サービス」とは

万が一の事故が発生し、お客さまからご希望があり、被害者にご了解いただける場合に、できる限りスムーズに紛争が解決できるよう、お客さまをサポートさせていただくものです。

保険金をお支払いするだけでなく、保険会社として行うべき保険金に関する業務として損害調査や保険金の額および根拠の説明、事務作業のサポートを行います。(事案の内容と性質に鑑みて、サービスをご提供できない場合もあります。)

詳細はこちらをご参照ください



AIGの海外進出コンシェルジュサービスのご紹介



弊社では、事業賠償・費用総合保険をご契約*いただいた企業の皆様に、AIGの海外進出コンシェルジュサービスをご提供します。

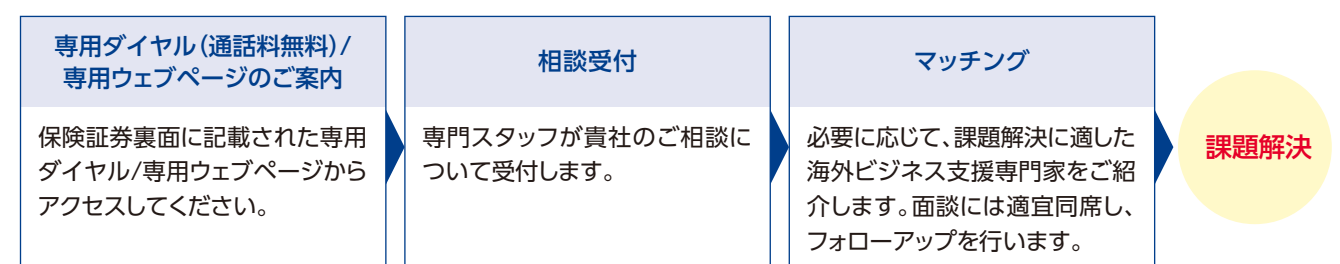
海外進出に向けた情報収集や、ビジネス展開におけるパートナー企業の選定などに、お役立ていただけます。

(※サービスの適用については、弊社が指定する、一定の補償条件を満たしたご契約に限ります。)

サービスの概要

- 専用ダイヤル/専用ウェブページから、海外進出や海外でのビジネス展開に関する貴社の課題について、海外ビジネス支援プラットフォーム(Digima〜出島〜)の専門スタッフがお答えします。
- 課題解決に適した海外ビジネス支援専門家とのマッチング(紹介)を行い、解決に向けてナビゲートやフォローアップを行います。
- 海外ビジネスの成功事例や現地情報などの海外ビジネスに関する情報をご提供します。

サービスのご利用方法



[注1]このサービスは、弊社の委託先である株式会社Resorzがご提供します。株式会社Resorzが本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。

[注2]本サービスは、今後予告無く中止または変更することがあります。あらかじめご了承ください。

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

共 通		
き	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
ち	重複保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	被保険者	記名被保険者およびこの保険契約にセットされた特別約款または特約において被保険者として規定された者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券に保険期間として記載された期間をいいます。
	保険事故	この保険契約にセットされた特別約款または特約のそれぞれに保険事故として規定するものをいいます。

国内賠償・海外賠償共通		
い	1事故※	発生時間、発生場所または被害者もしくは損害賠償請求の数を問わず、同一の原因または事由から発生した一連の保険事故をいいます。
か	回収措置	保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、保険事故による損害の拡大または保険事故の発生を防止するために行われる、欠陥がある、またはその疑いがある生産物または仕事の結果の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
	回収等※	保険事故による損害の拡大または同一の原因による他の保険事故の発生を防止するために行われる、被保険者の占有を離れた生産物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
こ	国外流出生産物	被保険者が日本国内における使用または消費を目的として販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、被保険者以外の者 ^(注) が自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出した生産物を除きます。 (注)日本国内に住所を有する者に限ります。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
そ	損壊	滅失 ^(注1) 、破損 ^(注2) または汚損 ^(注3) をいい ^(注4) 、紛失および盗取・詐取を含みません。 (注1)財物がその財物としての物理的存在を失うことをいいます。 (注2)財物が物理的、化学的または生物学的な変化により、その財物の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 (注3)財物が汚れることにより、その財物の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 (注4)欠陥がある、または本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物の経済的価値が客観的に減少する場合を含みます。
は	販売人	生産物の通常の販売または供給を行う者のうち、記名被保険者との間で販売委託契約または売買契約を直接締結している者 ^(注1) ^(注2) をいいます。 (注1)直接であると間接であるかを問わず、その者の株式の過半数を所有する者を含みます。 (注2)これらの役員および従業員を含みます。
や	役員※	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。

国内賠償		
い	一時受託自動車	受託物のうち、施設でのサービスの提供を受ける目的で来場する顧客の自動車 ^(注1) で、被保険者が保管 ^(注2) するものをいいます。なお、自動車には付属品 ^(注3) を含みます。 (注1)自動車の修理、部品の取付け・交換、点検、検査、清掃、洗浄等の作業をしてもらうことを主たる目的として来場する顧客の自動車を除きます。 (注2)保管場所へのまたは保管場所からの移動のために運行している場合において、合理的な経路を逸脱している間を除きます。 (注3)自動車に定着 ^(注4) または装備 ^(注5) されている物をいいます。ただし、次に掲げる物を除きます。 ア.燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 イ.法令により、自動車に定着 ^(注4) または装備 ^(注5) することを禁止されている物 ウ.通常装飾品とみなされる物 エ.積載物 (注4)ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 (注5)自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。

※特約によって別途定義されるものがあります。

う	請負業務等※	仕事のうち、請負契約または準委任契約に基づいて行う次に掲げる業務をいいます。ただし、請負先の業務の一部を代行する業務に限りません。 ア.総務・経理・人事、研修、採用、データ入力等の事務に関する業務 イ.コールセンター、ヘルプデスクに関する業務 ウ.販売管理、レジ等の販売に関する業務 エ.組立・加工、生産・品質管理、梱包・仕分・検品等の製造に関する業務 オ.保管、入出荷管理、仕分、フォークリフト操作業務等の倉庫における業務。ただし、倉庫外への配送業務を除きます。 カ.ア.からオ.までに該当しないその他の業務 ^(注) (注)主として請負先の事業所において、請負契約または準委任契約に基づいて行う業務をいいます。ただし、必要に応じてその都度交わされる請負契約または準委任契約に基づいて行う業務ならびに建設工事、警備業務およびビルメンテナンス業務を除きます。
	請負先※	請負業務等において、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づく記名被保険者に対する業務の注文者または委任者 ^(注1) ^(注2) をいいます。 (注1)数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者に対する直近上位の注文者または委任者とし、これらの者より上位の注文者または委任者を含みません。 (注2)注文者または委任者が、国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人である場合は、発注または委任に関する業務を担当する者を含みます。

か	介護・福祉サービス業務	仕事のうち、次に掲げる事業等を対象とする業務またはサービスをいい、被保険者が行う介護・福祉サービス付随業務 ^(注1) ならびに横出しサービス ^(注2) および上乗せサービス ^(注3) に係る業務を含みます。 ア.介護保険法に規定する事業 イ.障害者総合支援法に規定する業務 ウ.老人福祉法に規定する施設を運営する事業 エ.高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する施設を運営する事業 (注1)その業務またはサービスに関連し、付随して行う営業活動等をいいます。 (注2)市町村が条例に従い介護保険法に定める保険給付の対象サービスの範囲を超えて要介護者または要支援者を対象に独自に行うサービスをいいます。 (注3)市町村が条例に従い介護保険法に定める支給限度額を超えて要介護者または要支援者を対象に独自に行うサービスをいいます。
---	-------------	---

け	警備業務	仕事のうち、警備業法に基づいて行う次に掲げる業務をいいます。 ア.警備業務対象施設 ^(注1) における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 イ.人もしくは車両 ^(注2) の雑踏する場所またはこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務 ウ.運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 ^(注3) エ.人の身体に対する危害の発生を、その身邊において警戒し、防止する業務 オ.警備業務用機械装置 ^(注4) を使用して行う警備業務対象施設 ^(注1) における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務 (注1)事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等をいいます。 (注2)用語のご説明「車両」の規定を適用しません。 (注3)その業務の遂行を目的として行われる運送業務を含みます。 (注4)警備業務対象施設 ^(注1) に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報をその警備業務対象施設 ^(注1) 以外の施設に設置する機器に送信し、および受信するための装置で、内閣府令で定めるものをいいます。
	警備対象物	警備契約書に記載された警備対象物件および警備対象区域内にある財物 ^(注1) ^(注2) ^(注3) をいいます。 (注1)用語のご説明「警備業務」ウ.に規定する業務の場合は、運送受託物を含みます。 (注2)警備対象物件または警備対象区域から一時的に持ち出され、管理されている財物を含みます。 (注3)警備・ビルメンテナンス受託物を除きます。
	現金・貴重品	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書その他これらに類する財物をいいます。
	建設工事※	仕事のうち、建設業法第2条(定義)第1項に規定する土木建築に関する工事をいいます。
こ	建設用工作車	次の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。 ア.建設工事等の作業 イ.建設工事等に付随して作業者または周囲の者等の安全、健康を確保する作業 ウ.建設資材または廃棄物等を運搬する作業。ただし、ダンプカーまたはコンクリートミキサー車に限りません。

こ	工事場	被保険者が建設工事を行っている場所で、かつ、不特定多数の人、自動車、車両、船舶、航空機等の出入りが制限されている場所をいいます ^(注1) ^(注3) 。 (注1)被保険者が建設工事の遂行のために所有、使用または管理する仮設施設 ^(注2) が所在する場所を含みます。 (注2)臨時に設置される現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等をいいます。なお、恒久的な建物を現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等として使用する場合のこれらの建物については、仮設施設とみなしません。 (注3)派遣・請負先事業所を除きます。
	工事遅延	工事遅延原因事故 ^(注1) に起因する履行遅滞 ^(注2) をいい、工事遅延原因事故 ^(注1) が発生した時に生じたものとみなします。 (注1)補償適用地域内に所在する工事場内において行われる建設工事に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。 (注2)約定履行日までに建設工事の完成引渡しができない状態をいいます。
	構内専用車	公道以外で使用する目的で設計され、人荷を輸送することを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。

※特約によって別途定義されるものがあります。

用語のご説明

さ	財物の損壊を伴わない使用不能	他人の財物 ^(注1) の損壊を発生させることなく、一部であると全部であるを問わず、他人が使用不能 ^(注2) による損害 ^(注3) を被ったことをいいます。ただし、生産物・完成作業リスクに起因して生じた損害については、生産物または仕事の結果自体に損壊 ^(注4) が発生した場合に限ります。 (注1)生産物または仕事の結果自体を除きます。 (注2)財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。 (注3)逸失利益または事業の中断による損害に限ります。 (注4)欠陥がある、または本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。
	作業現場	被保険者が建設工事以外の仕事を行っている場所をいいます ^(注1) ^(注3) 。 (注1)被保険者が建設工事以外の仕事の遂行のために所有、使用または管理する仮設施設 ^(注2) が所在する場所を含みます。 (注2)臨時に設置される現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等をいいます。なお、恒久的な建物を現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等として使用する場合のこれらの建物については、仮設施設とみなしません。 (注3)次に掲げる場所を除きます。 ア. 派遣・請負先事業所 イ. 記名被保険者または記名被保険者と締結された請負契約もしくは準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注4) の常設の事業所 (注4)数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としてします。
	作業対象物	工事場内または作業現場内における被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分 ^(注1) ^(注2) をいいます。 (注1)他人が所有するものに限ります。 (注2)警備対象物、ビルメンテナンス対象物および派遣・請負先管理財物を除きます。
し	事業用作業車	被保険者が仕事のために使用する次に掲げる自動車または車両をいいます。ただし、自動二輪車および原動機付自転車を除きます。 ア. 特種用途自動車 ^(注1) 、大型特殊自動車 ^(注2) および小型特殊自動車 ^(注3) イ. ダンプカーおよびユニック車 ^(注4) ウ. ナンバープレート ^(注5) の交付を受けていない自動車 エ. 建設工事等の作業で使用することを主たる用途または機能とする車両 (注1)道路運送車両法に規定する自動車登録番号標または車両番号標が取り付けられた自動車で、その分類番号が8で始まる自動車をいいます。 (注2)道路運送車両法に規定する自動車登録番号標が取り付けられた自動車で、その分類番号が9または0で始まる自動車をいいます。 (注3)農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、フォークリフト等の道路運送車両法に規定する小型特殊自動車をいいます。 (注4)クレーンを装備したトラックをいいます。 (注5)道路運送車両法に規定する自動車登録番号標および車両番号標等をいい、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標および臨時運転番号標を含みます。
	施設※	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産または記名被保険者の仕事のために記名被保険者以外の被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産をいいます ^(注1) ^(注2) 。 (注1)記名被保険者が所有または借用する社員寮、研修所、保養所等の不動産および動産を含みます。 (注2)次に掲げる不動産および動産を除きます。 ア. 記名被保険者が住居として使用する建物およびそれに収容される動産。なお、住宅と非住宅部分が同一の建物にある場合は、住宅として使用される区画とします。 イ. 記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注3) の常設の事業所における不動産および動産 (注3)数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としてします。
	下請負人※	次に掲げる者をいいます。 ア. 記名被保険者の事業所において、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注1) イ. 記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき配送または運搬を行う者 ^(注2) ウ. 記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき設置、取付け、据付け、保守、調整、修理または交換を行う者 ^(注3) エ. 記名被保険者が行うべき警備業務について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づきその警備業務を行う者 ^(注4) オ. ア. からエ. までに該当しないその他の仕事について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約 ^(注5) に基づきその仕事を遂行する者 ^(注3) ^(注6) (注1)施設の保守、保安、点検、警備、交通誘導、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、改造、修理、取壊しその他の工事に従事中の者を除きます。 (注2)必要に応じてその都度交わされる請負契約または準委任契約に基づき配送または運搬を行う者を除きます。 (注3)数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としてします。 (注4)警備業法に基づく認定および業務に応じて道路運送法に基づく免許を受けている者に限ります。 (注5)記名被保険者が他の者から請け負った、または委任を受けた仕事の全部または一部について締結される請負契約または準委任契約に限ります。 (注6)その請負人または受任者の常設の事業所において、仕事を遂行している者を除きます。
	車両	次に掲げるものを除く車をいいます。 ア. 自動車 イ. 道路交通法に定める身体障害者用の車等 ^(注) (注)道路交通法において、これらを通行させている者が歩行者とされる車をいいます。

※特約によって別途定義されるものがあります。

し	従業員※	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいい、次に掲げる者を含みます。 ア. 被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者 ^(注) 、受入れした出向者およびインターン イ. 理美容エステ業務においては、理美容エステ業務の補助者 (注)労働者派遣法に規定する派遣労働者をいいます。この場合において、用語のご説明「派遣労働者」の規定を適用しません。
	受託物	仕事の遂行に伴い、被保険者が借用または保管 ^(注1) する他人の財物 ^(注2) をいいます。なお、被保険者の事業所内における来訪者が所持する財物の損壊、紛失または盗取・詐取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物を受託物とみなします ^(注3) 。 (注1)現実にはまたは実質的に占有する状態を含みます。 (注2)警備対象物、ビルメンテナンス対象物および派遣・請負先管理財物を除きます。 (注3)被保険者が旅館業務を行う事業所内で来訪者が所持する現金・貴重品を除き、被保険者の事業所内で来訪者が所持する現金・貴重品については、受託物とみなしません。
	人格権・ 宣伝侵害行為	仕事に関して行われた次の権利侵害または不当行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束による他人の自由または名誉の侵害 イ. 口頭、文書、図画による、またはウェブ上の公表もしくは広告宣伝 ^(注1) によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷 ^(注2) ウ. 広告宣伝 ^(注1) による他人の著作権、標題または標語 ^(注3) の侵害 (注1)不特定多数の者に対して記名被保険者の業務、商品、役務等の情報を提供することをいいます。 (注2)他人の商品またはサービスの誹謗・中傷を含みます。 (注3)特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
せ	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物をいいます ^(注1) ^(注2) ^(注4) 。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の代理として、または記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ. 事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 (注1)労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等においては、派遣先または請負先が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物をいいます。ただし、記名被保険者、記名被保険者の役員もしくは従業員、下請負人または下請負人の役員もしくは従業員が、派遣先業務または請負業務等の遂行として、その作業の全部または一部を行った場合に限ります。 (注2)生産物には、その物の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容 ^(注3) を含みます。 (注3)警告または指示を怠った場合を含みます。 (注4)物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業に係る仕事の結果を含みません。
	製造・販売業務	仕事のうち、次に掲げる業務をいいます。 ア. 財物の製造、組立、加工等に関わる一連の工程における業務 ^(注1) イ. 財物を販売または提供する業務 ^(注2) (注1)これらに付随して生じる事務作業、財物の保管および廃棄物の処理、排水、排気等を含むものとし、建設工事を除きます。 (注2)これらに付随して行う事務作業、運送および営業活動を含むものとし、役務のみを販売または提供する業務を除きます。
	専門職業務	次に掲げる業務をいいます。 ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、助産、死体の検案等 イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示等 ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等がその資格に基づいて行う施術 エ. 法令により、建築士、土地家屋調査士、測量士以外の者が行うことを禁じられている専門的な行為 オ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 カ. 所定の資格を有しない者が行うア. からオ. までに掲げる業務
た	対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。なお、理美容エステ業務においては、身体に装着されている間の付け毛・かつら等の損壊は、身体の障害とみなします。)を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
は	派遣・請負先 管理財物	派遣・請負先事業所内にある、または陸上輸送中 ^(注1) の次に掲げる財物をいいます。 ア. 被保険者が借用または保管 ^(注2) する財物 イ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって販売または組立、加工、修理、点検、洗浄等を行うことを目的とする財物 ウ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類 エ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類 ^(注3) オ. 被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分 (注1)出発地または目的地を派遣・請負先事業所とする陸上輸送に限ります。 (注2)現実にはまたは実質的に占有する状態を含みます。 (注3)生産物または仕事の結果を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。
	派遣・請負先 事業所	次に掲げる場所をいいます。 ア. 派遣労働者が派遣先業務を行っている場所 ^(注1) イ. 請負先の指示に基づき被保険者が請負業務等を行っている場所 ^(注1) ^(注2) (注1)派遣先業務または請負業務等において、一時的に客先に赴いて業務を行う場合は、その業務を行っている場所を含みます。 (注2)記名被保険者または記名被保険者と締結された請負契約もしくは準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注3) の常設の事業所を除きます。 (注3)数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としてします。

※特約によって別途定義されるものがあります。

はじめに	国内賠償	オプション特約 (国内賠償)	オプション特約 (工事用物損害補償)	オプション特約 (サイバーリスクの補償)	海外賠償	オプション特約 (海外賠償)	生産物品質補償	オプション特約 (生産物品質補償)	ご契約の方法	ご契約の条件等	用語のご説明
------	------	-------------------	-----------------------	-------------------------	------	-------------------	---------	----------------------	--------	---------	--------

用語のご説明

は	派遣先業務	仕事のうち、派遣労働者が派遣先の指揮命令を受けて行う業務をいいます。
	派遣労働者	記名被保険者の従業員のうち、労働者派遣法に基づき記名被保険者から派遣された者をいいます。
	発注者※	請負業務等以外の仕事において、記名被保険者が元請負人となる場合における記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づく記名被保険者に対する業務の注文者または委任者(注)をいいます。 (注)注文者または委任者が、国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人である場合は、発注または委任に関する業務を担当する者を含みます。
ひ	ビルメンテナンス業務	仕事のうち、ビル等の建物または構築物を対象とした清掃、保守、機器の運転その他維持管理の業務(注1)をいいます。 (注1)ハウスクリーニング(注2)を含むものとし、美装工事(注3)を除きます。 (注2)定期的である与否とを問わず、個人用住宅において行う清掃業務等で、美装工事(注3)に該当しないものをいいます。 (注3)新築である与否とを問わず、施主への引渡しを要する建物、設備、造作等に対して引渡し前に行う清掃業務等をいいます。
	ビルメンテナンス対象物	ビルメンテナンス契約書に記載された対象施設および対象施設内にある財物(注1)(注2)をいいます。 (注1)ビルメンテナンス業務の遂行に伴い、被保険者が受託する他人の財物を含みます。ただし、警備・ビルメンテナンス受託物を除きます。 (注2)対象施設から一時的に持ち出され、管理されている財物を含みます。
も	元請負人	請負契約または準委任契約(注)に基づき注文者または委任者から業務を請け負った、または委任を受けた者をいいます。 (注)注文者または委任者が他の者から請け負っていない、または委任を受けていない業務について締結される請負契約または準委任契約に限ります。
や	約定履行日	工事請負契約において約定した履行期日をいいます。ただし、工事遅延原因事故が発生する前に工事請負契約書に定める履行期日が変更された場合は、変更後の履行期日をいいます。
り	陸上輸送中	工事の目的をもって、陸上輸送のための輸送用具への積み込みを開始した時から工事現場において荷卸しが完了するまでの間(注)をいいます。 (注)陸上輸送途上における積替えのための一時保管中を含みます。また、工事現場が複数ある場合におけるその複数工事現場間の輸送のときは、その輸送の目的を問いません。
	理美容エステ業務	仕事のうち、次に掲げる業務をいいます。ただし、医師、看護師等がその資格に基づいて行うべき行為を除きます。 ア.理容師法に定める頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整える業務 イ.美容師法に定めるパーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする業務 ウ.ア.およびイ.に該当しないその他の業務で、手技により、または器具、機械等を用いて、体型や肌など身体を美しく保つことを目的とする業務
	旅館業務	仕事のうち、旅館業法に基づいて行う旅館業に係る業務をいいます。
ろ	労働者派遣事業	仕事のうち、労働者派遣法に基づいて行う労働者派遣に係る業務をいいます。

海外賠償

か	海外対象施設	記名被保険者が仕事の遂行のために日本国外において所有、使用または管理する次に掲げる施設(注)をいいます。 ア.見本市、博覧会、展示会またはこれらに類似の催事において設営されるブース、展示区画等の仮設の施設 イ.記名被保険者が占有し、現実に使用している施設で上記ア.以外のもの。ただし、子会社または関連会社が占有し、使用している施設を含みません。 (注)施設には敷地内における動産および不動産を含みます。
	関連会社	記名被保険者が株式の20%以上を所有する会社をいいます。
し	事業用作業車	建設工事、物の運搬その他の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車をいいます。
	従業員	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいい、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者、受入れた出向者およびインターンを含みます。
せ	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物をいいます(注1)(注3)(注4)。なお、国外流出生産物はこれに含まれるものとします。 ア.記名被保険者 イ.記名被保険者の代理として、または記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ.事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 (注1)生産物には、その物の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容(注2)を含みます。 (注2)警告または指示を怠った場合を含みます。 (注3)物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業に係る仕事の結果を含みません。 (注4)保険証券の記名被保険者の生産物・完成作業欄に記載され、保険証券の保険料算出基礎欄に記載の保険料算出基礎数字の対象となる生産物をいいます。

た	対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。)を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
と	特定業務	次に掲げる業務(注)をいいます。 ア.人または動物に対する診療、治療、看護、介護、疾病の予防、助産、死体の検案その他これらに類似の行為 イ.医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与その他これらに類似の行為 ウ.あん摩、マッサージ、鍼灸、接骨、整骨その他これらに類似の行為 エ.建築、土木もしくはプラントエンジニアリングに関する設計、調達、施工もしくは管理または建築物、構築物等の解体もしくは撤去 オ.身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 カ.土地または家屋に関する調査、測量または鑑定 キ.機械・器具の設置にかかる作業。ただし、記名被保険者が製造または販売する生産物を設置、据付けまたは交換する場合の作業を除きます。 (注)これらの業務には、それぞれの業務に関連する助言または指示を含みます。

生産物品質補償

い	1事故	発生時間、発生場所を問わず、同一の原因から発生した一連の保険事故をいいます。ただし、第三者による異物混入については、同一の犯人または同一の犯人グループの害意ある行為による場合および既に発生した第三者による異物混入事故の模倣事故と弊社が判断する場合を含むものとします。
	異物混入	生産物に本来含有されるべきではないものが混入または付着することをいいます。なお、製品規格書等で予定された量を超えた原材料の含有は、異物混入とはみなしません。
	異物混入脅迫	生産物に異物混入を行う、または異物混入を行ったとの内容の、書面その他の通信方法または口頭等による脅迫行為をいいます。
か	回収等	保険事故による損害の発生または拡大を防止するために行われる生産物の回収、検査、調査、廃棄、再加工、代替品の提供その他適切な措置をいいます。
け	健康被害	人の身体への傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。ただし、精神的苦痛、心的外傷、心因性嘔吐またはその他類似の症状を含みません。
し	使用製品	生産物の全部または一部を使用して、第三者が製造、加工または調理して販売または供給する製品をいいます。
せ	生産物	被保険者が製造、加工、調理、包装、販売または供給(注1)を行った補償適用地域内にある保険証券に記載された財物(注2)(注3)をいいます。 (注1)これらの過程にあるものを含み、いかなる場合も製造または加工、調理、包装もしくはラベル等の貼付けに着手していない生体および植物を除きます。 (注2)容器・包装は含みません。 (注3)保険証券に記載された保険料算出基礎数字の対象となるものをいいます。

法令(法令番号)とパンフレットにおける略称

このパンフレットで使用される法令(法令番号)とその略称は、以下のとおりとなります。

法令(法令番号)	略称	法令(法令番号)	略称
介護保険法(平成9年法律第123号)	介護保険法	不正競争防止法(平成5年法律第47号)	不正競争防止法
家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	家畜伝染病予防法	老人福祉法(昭和38年法律第133号)	老人福祉法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	感染症予防法	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)	労働者災害補償保険法
警備業法(昭和47年法律第117号)	警備業法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)	労働者派遣法
建設業法(昭和24年法律第100号)	建設業法	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	道路運送車両法
高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)	高齢者の居住の安定確保に関する法律	道路運送法(昭和26年法律第183号)	道路運送法
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	災害対策基本法	道路交通法(昭和35年法律第105号)	道路交通法
種苗法(平成10年法律第83号)	種苗法	理容師法(昭和22年法律第234号)	理容師法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	障害者総合支援法	美容師法(昭和32年法律第163号)	美容師法
振動規制法(昭和51年法律第64号)	振動規制法	旅館業法(昭和23年法律第138号)	旅館業法
船員保険法(昭和14年法律第73号)	船員保険法		
大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)	大気汚染防止法		